資料４

（素案）

せんだい支えあいのまち推進プラン２０２７

（令和９年度 ― 令和１４年度）

仙 台 市

第１章　計画の策定について

１　策定の趣旨

本市では、平成 17 年に第１期仙台市地域保健福祉計画を策定し、第３期計画まで地域において支えあい、助けあう力（地域の「福祉力」）を高めていく取り組みを進めてきました。

この間、少子高齢化の進展や単身世帯の増加、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域社会を取り巻く環境は大きく変化してきました。世帯が抱える課題は複雑化・複合化しており、従来の制度や分野ごとの支援だけでは十分に対応することが難しい状況となっています。

国が掲げた「地域共生社会」の実現に向け、本市では「せんだい支えあいのまち推進プラン（令和３年度～令和８年度）」のもと、「ともに生き、支えあうまち」を理念として包括的な支援体制の整備に取り組んできました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民生活や地域活動に大きな影響を及ぼしました。外出や交流の機会の減少により、孤独・孤立の問題や生活困窮などの課題が顕在化し、支援を必要とする方が地域や社会とのつながりを失い、適切な支援につながりにくい状況になっています。また、地域活動の休止や縮小によって、地域における支えあいの力の弱まりも見られます。

一方で、地域では活動を徐々に再開し、新たな工夫を取り入れながら地域のつながりを取り戻そうとする動きも広がっています。人と人とのつながりや支えあいの大切さが改めて認識される中、地域福祉への期待は一層高まっています。

また、国においては、令和３年４月施行の改正社会福祉法により、包括的な支援体制の整備を推進する重層的支援体制整備事業が創設された他、令和９年４月施行の同法の改正では、福祉以外の分野との連携を推進することが、地域福祉計画に記載する事項として位置付けられました。

本市においても、支える側と支えられる側に分かれるのではなく、誰もが社会の一員として役割を持ち、地域づくりに参加し、ともに地域をつくっていく地域共生社会の実現に向け、～～～（調整中）～～～～である「ケアの視点」も取り入れながら、制度や分野を超えた包括的な支援体制をさらに充実させ、多様な主体による地域福祉の推進を一層強化していく必要があります。

これらを踏まえ、本市における支えあいのまちづくりのビジョンを示す「せんだい支えあいのまち推進プラン 2027」を策定します。

2 位置づけ

法的な位置づけ

〇本計画は、第３期までの地域保健福祉計画、せんだい支えあいのまち推進プラン（令和３年度～令和８年度）と同様、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけます。

〇平成 19 年８月の厚生労働省社会・援護局長通知に基づく「要援護者支援方策」や、平成 26 年３月の同通知に基づく「生活困窮者自立支援方策」を盛り込むとともに、仙台市ホームレス自立支援等取組方針を包含するものとします。

〇成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第８条に基づく「地方再犯防止推進計画」、社会福祉法第 106 条の５に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」と一体的に策定する計画として位置づけます。

本市関連計画との関係

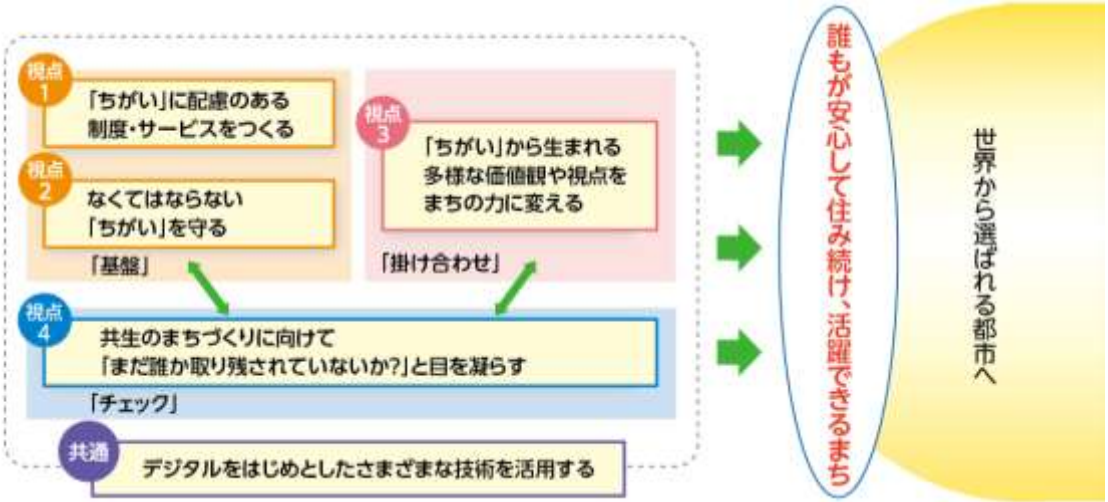
〇本計画は令和３年３月策定の「仙台市基本計画」のもと、高齢、障害、こども・子育て等、福祉の分野別計画の上位計画として整合を図り策定します。

〇平成 30 年の社会福祉法改正の趣旨を踏まえ、本計画に地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項として、地域のさまざまな福祉活動やその支援等について、充実を図っていくための施策を盛り込みます。

ダイバーシティ推進指針との関係

〇少子高齢化や人口減少が進む中、本市が将来にわたり持続的に成長していくためには、性別、年齢、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが自分らしく活躍できる多様性を生かしたまちづくりが重要になります。

〇計画の実行にあたっては「仙台市ダイバーシティ推進指針」（令和７年３月策定）に掲げる「多様な主体の参画」をはじめとした基本的理念や、下図の取り組みの視点を織り込みながら、施策を進めてまいります。

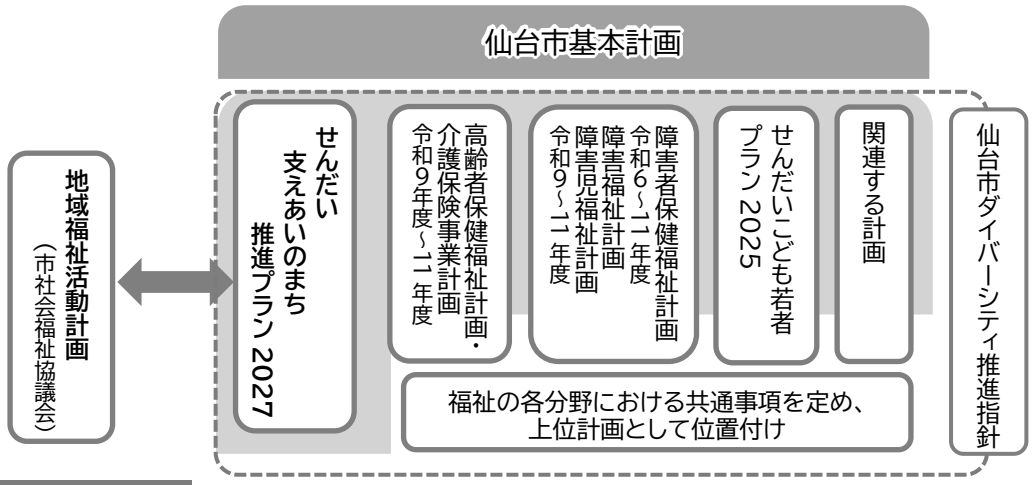


地域福祉活動計画との関係

○社会福祉法人仙台市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）の策定する「地域福祉活動計画」は、地域住民や地域のさまざまな機関・団体が、連携・協働しながら地域福祉活動を進めるための活動計画です。

○本計画と市社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、ともに地域福祉の推進を目指すものです。本計画の策定にあたっては、理念や目標を共通のものとするとともに、住民座談会や市民フォーラムを合同で開催するなど相互に連携を図っています。

■各関連計画や指針との位置づけのイメージ



SDGs との関係

○SDGs（Sustainable Development Goals）は、「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた 2030 年までの国際目標です。

○SDGs の理念は、国の目指す地域共生社会の理念や本市の目指すまちづくりの理念とも重なることから、本計画では SDGs の理念や目標等を踏まえながら、基本的方向ごとに関連する主な目標を示しています。

■SDGs の 17 のゴール



3 期間

○計画期間は、令和９年度から令和 14 年度までの６年間とします。法改正の動向や計画に盛り込んだ各種施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 策定の方法

○本計画は、福祉、医療、ボランティア活動、NPO、町内会活動に携わる団体や、学識経験者など 18 名の委員で構成する仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会による審議をいただくとともに、市民の皆様、関係機関のご意見を踏まえ策定を進めました。

仙台市社会福祉審議会
地域福祉専門分科会

市民の参加

市民アンケート

・16 歳以上の市民 5,000 人に調査
・令和７年９～10 月
・有効回収数 2,253 人（45.3%）

住民座談会

・地域特性の異なる６地区で、地域の強みや課題、どんな地域にしていきたいか、自分にはどんなことができるかを一緒に確認しました
・令和８年７～９月

市民フォーラム（地域福祉セミナー）

・
・令和８年 10 月 23 日
・市社会福祉協議会と共催

パブリックコメント

令和８年 12 月初旬
～令和９年１月初旬

関係機関等の意　見

関係機関等からの情報把握

地域福祉専門分科会委員グループインタビューや、各機関が行う会議やセミナー、研修等への参加、市関係部局への包括的な支援体制の構築に関する意見交換等を通して、現状や課題を把握しました

仙台市成年後見サポート推進協議会

弁護士会や司法書士会、社会福祉士会など７つの専門職団体等とこれからの権利擁護の取り組みや成年後見制度の利用促進について協議し、計画の策定過程で意見をいただきました

仙台市再犯防止推進ネットワーク会議

保護観察所や刑務所、保護司会等の関係機関・団体、更生支援等に関わる団体と、罪を犯した人の立ち直り支援の取り組みについての意見交換を行い、計画の策定過程で意見をいただきました

せんだい支えあいのまち推進プラン 2027 の策定

第2章　地域の福祉に関する現状

1　国の動向

社会福祉法の改正

○平成 30 年４月施行の改正社会福祉法により、地域共生社会の理念が明記されるとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

○また、令和３年４月施行の改正社会福祉法では、地域共生社会の実現に向け、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う重層的支援体制整備事業が創設され、重層的支援体制整備事業実施計画の策定が市町村の努力義務とされました。

○令和８年６月公布の「社会福祉法等の一部を改正する法律」では、包括的な支援体制の整備のために市町村が積極的に実施すべき施策が明確化されました。また、地域福祉計画には、福祉分野以外の多様な分野との連携に関する事項を定めることとされました。

孤独･孤立対策推進法の施行

○社会構造の変化（単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など）により、家族や地域、会社などにおける人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況となっています。加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しました。今後も単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されます。

○このような背景を踏まえ、「孤独・孤立双方への社会全体での対応」、「当事者等の立場に立った施策の推進」「社会との関わり及び人と人との『つながり』を実感できるための施策の推進」を基本理念として令和６年４月に「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。

○孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において誰にでも起こり得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが必要とされています。

生活困窮者の自立のさらなる促進

○生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、市町村地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むこととされました。

○令和６年施行の改正生活困窮者自立支援法では、地域の居場所等との連携が努力義務化されました。住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、住居確保給付金の支給対象の拡充等を通じて、生活困窮者の自立のさらなる促進を図ることとされました。

成年後見制度の利用促進

〇平成 28 年５月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、市町村成年後見制度利用促進基本計画の策定が努力義務となりました。

〇国において令和４年３月に第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和４年度～令和８年度）が策定され、成年後見制度の見直しに向けた検討や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取り組みを推進することとされました。

〇令和８年６月に公布された「民法等の一部を改正する法律」では、本人に必要な事項について代理権・取消権を付与する制度（補助の制度）に一元化され、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続と権利利益の擁護等をより一層図る制度へ見直されることとなりました。

再犯防止の推進

〇平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は地方再犯防止推進計画の策定が努力義務となりました。

〇国において令和５年３月に策定された第二次再犯防止推進計画（令和５年度～令和９年度）では、犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく生活の安定が図られるよう、就労や住居の確保、福祉サービスの利用促進等を通じた「息の長い」支援を推進することが基本的な方向として掲げられました。

分野を超えた連携の強化

〇近年の自然災害の頻発化・激甚化を背景に、福祉と防災の連携強化として、令和３年５月施行の改正災害対策基本法では市町村による個別避難計画の作成が努力義務となり、また、令和７年６月施行の同法の改正により、災害時における福祉サービスの提供が明記されました。

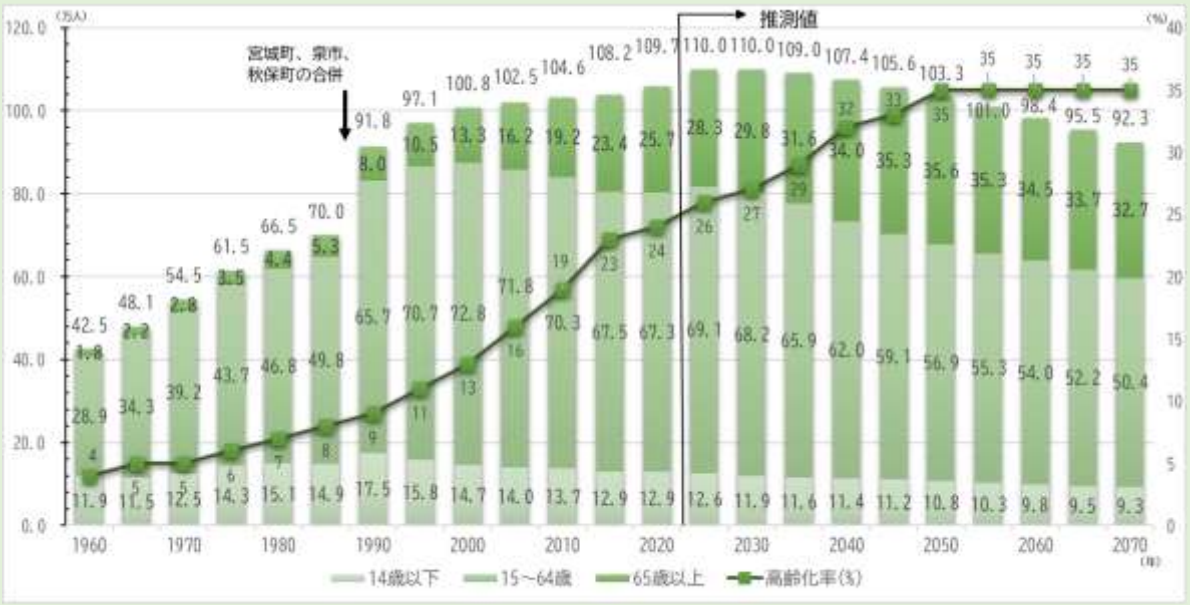
〇令和７年 10 月施行の改正住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）では住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への受け入れを推進するため、市町村の居住支援協議会の設置が努力義務化されるなど、福祉と住まいの連携が強化されました。

2 本市の現状

（1）各種統計などから

〇仙台市の人口はまもなくピークを迎え、今後は緩やかに減少を続ける見込みです。全国的な傾向と同様、少子高齢化が進んでおり、今後も進むものと予想されます。こうした人口減少や少子高齢化の進行は、今後、地域によってその程度の差が広がっていくことも見込まれます。

仙台市の人口推移と見込（1960 年～2070 年）



【資料】2020（R2）までは国勢調査結果、2025（R7）以降は仙台市まちづくり政策局資料

中学校別の人口増減
（2020 年を 100 とした場合）

中学校区別の高齢化率（65 歳以上）

○単身高齢者、要介護・要支援認定者、障害者手帳保持者、生活保護受給者など、地域で支援を必要とする方は増加しています。また、児童虐待に関する相談件数も増加傾向にあります。











○町内会加入率や民生委員児童委員充足率は低下しており、地域活動の参加者や担い手の減少傾向がみられます。また、保護司に関しても、担い手の確保に苦慮しています。

町内会加入率

(%)

R5	R6	R7	R8
74.0	72.5	71.2	70.3

【資料】仙台市市民局（各年6月1日現在）

民生委員児童委員充足率

(%)

H28	R1	R4	R7
95.8	94.0	91.9	91.5

【資料】仙台市健康福祉局
（※過去4回の一斉改選時(12月1日現在)の状況）

保護司充足率

(%)

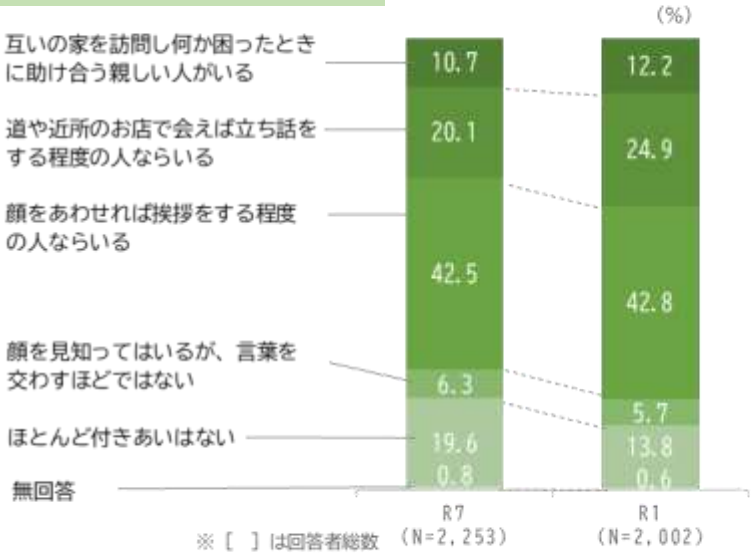
R5	R6	R7	R8
87.4	90.8	94.6	91.6

【資料】仙台保護観察所（各年1月1日現在）

（２） 市民アンケート調査の結果より

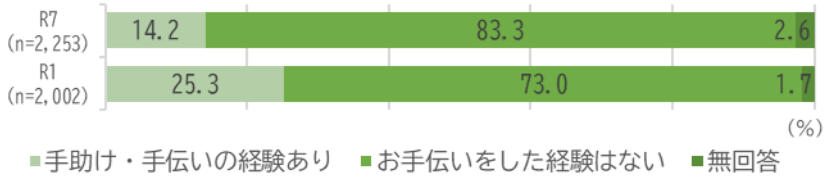
〇地域の福祉に関する市民の活動状況や意向、課題等を把握するため、令和７年度に、16歳以上の市民から無作為抽出した 5,000 人を対象として、「地域の福祉に関するアンケート調査」を実施しました（有効回収数 2,253 人（回収率 45.3%））。
主な内容は次のとおりです。

地域や人との関わりの程度



日頃から近所の人と声を交わす関係性にある人の割合は令和元年度と比べると減少しています。
一方、「ほとんど付き合いがない」人や「近所の人に対してお手伝いをした経験はない」との回答は増加するなど、地域における人とひととのつながりや支えあいの基盤が弱くなっている様子が伺えました。

地域での支えあいの経験（過去１年間）

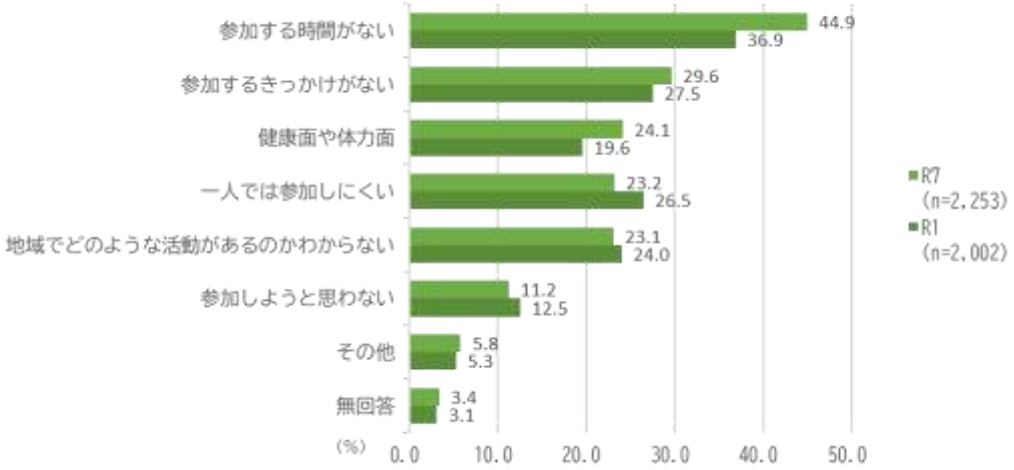


日頃からの交流の重要性・必要性



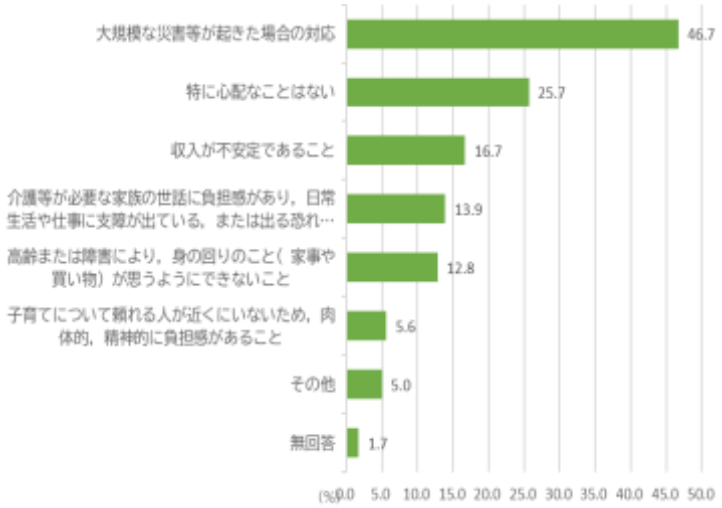
N	
令和７年度	2,253
令和元年度	2,002
平成26年度	2,050
平成21年度	2,304

地域活動に参加する際の課題



「日頃からの交流は重要だ」「ある程度の交流はあった方がよい」回答した人の割合は令和元年度からは減少したものの、合わせて５割を超えており、必要性は引き続き認識されています。地域活動への参加にあたっての課題として、「参加する時間がない」と回答した割合が増加していることを踏まえ、定年延長や共働き世帯の増加等によるライフスタイルの変化に合わせ、無理なく地域活動へ参加し、地域とのつながりづくりを進める工夫が重要です。

地域で生活していく上での心配事（複数回答）



普段の生活の中で，孤独や孤立を感じる頻度



地域で生活していく上での心配事は「大規模な災害等が起きた場合の対応」が４割を超え、続いて、「収入が不安定であること」、「介護等が必要な家族の世話に負担感があり、日常生活や仕事に支障が出ている、または出る恐れがあること」が挙げられています。

また、「孤独や孤立を感じること」については、全体では「ほとんどない」の割合が高いですが、孤独や孤立を感じている人が一定数いることが分かりました。

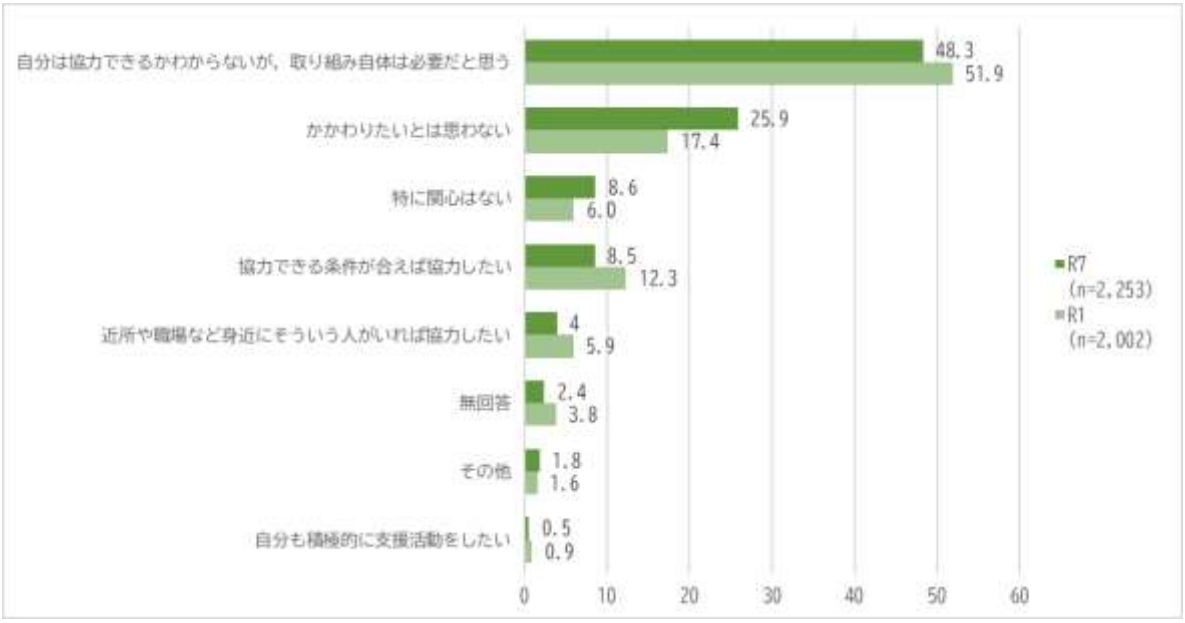
誰もが安心して生活を送るために、引き続き身近な相談窓口や福祉サービス等の充実を図ることに加え、必要なときに支援を行えるよう、顔の見える関係づくりを行うことが重要であることが分かります。

成年後見制度について知っていること（複数回答）



どのような人が利用する制度かということは多く知られていますが、具体的な内容はあまり知られておらず、「知らない」も４分の１を占めます。相談窓口についてはほとんど知られていません。利用意向を聞く設問では制度利用の必要性やメリットが十分には理解されていないことが分かり、制度の周知の工夫が必要です。

刑務所や少年院を出た人の社会復帰支援についてのあなたの関わり方

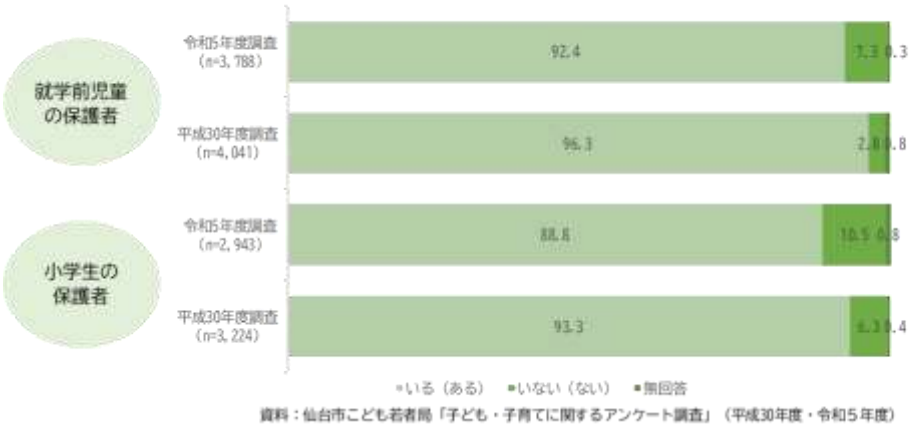


刑務所や少年院などを出た後の生活のしづらさにより再び犯罪に手を染めてしまう人がいることから、地域の安全安心のためにもそういった方たちへの支援が必要だということは一定程度理解されています。しかしながら、その支援に自分自身も関わりたいとする回答は限定的でした。支援の裾野を広げる取り組みが必要であることが分かります。

こどもいけん広場結果挿入予定

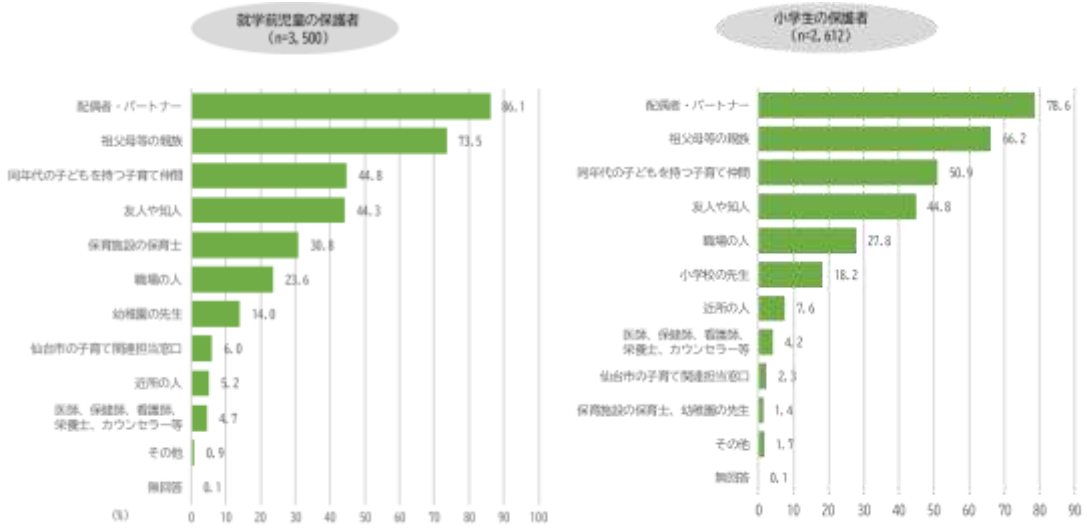
こどもや若者の居場所や、子育てに関して地域に相談できる場所を作っていくことが重要です。

子育てに関して気軽に相談できる人（場所）の有無



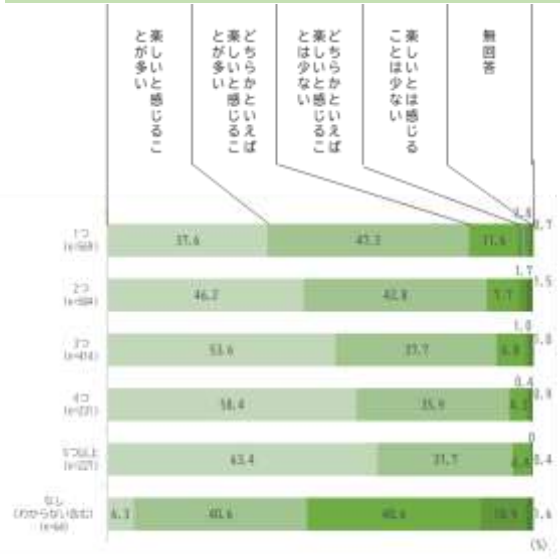
資料：仙台市こども若者局「子ども・子育てに関するアンケート調査」（平成30年度・令和5年度）

子育てに関して気軽に相談できる人（場所）



資料：仙台市こども若者局「子ども・子育てに関するアンケート調査」（平成30年度・令和5年度）

【居心地がいいと感じる居場所の数/毎日の生活で楽しいと感じることはどのくらいあるか】



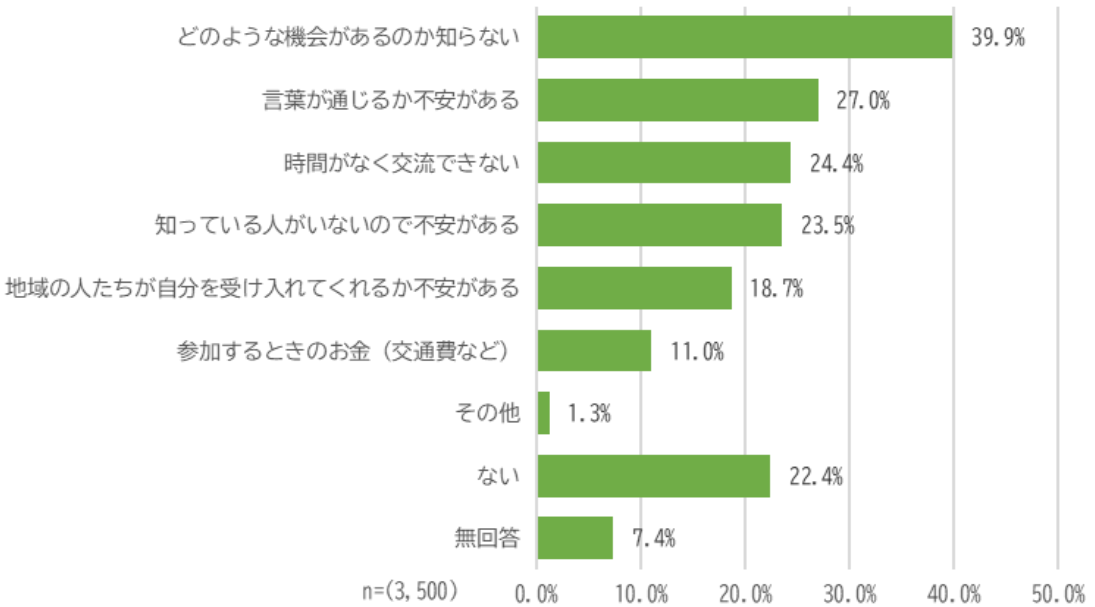
資料：仙台市こども若者局「子ども・子育てに関するアンケート調査」（平成30年度・令和5年度）

【外国人の調査結果】

仙台市に住む外国人へのアンケート調査では、地域の学校や団体と交流していない人には、どのような機会があるのか知らない、地域の人たちが受け入れてくれるか不安がある方もいます。

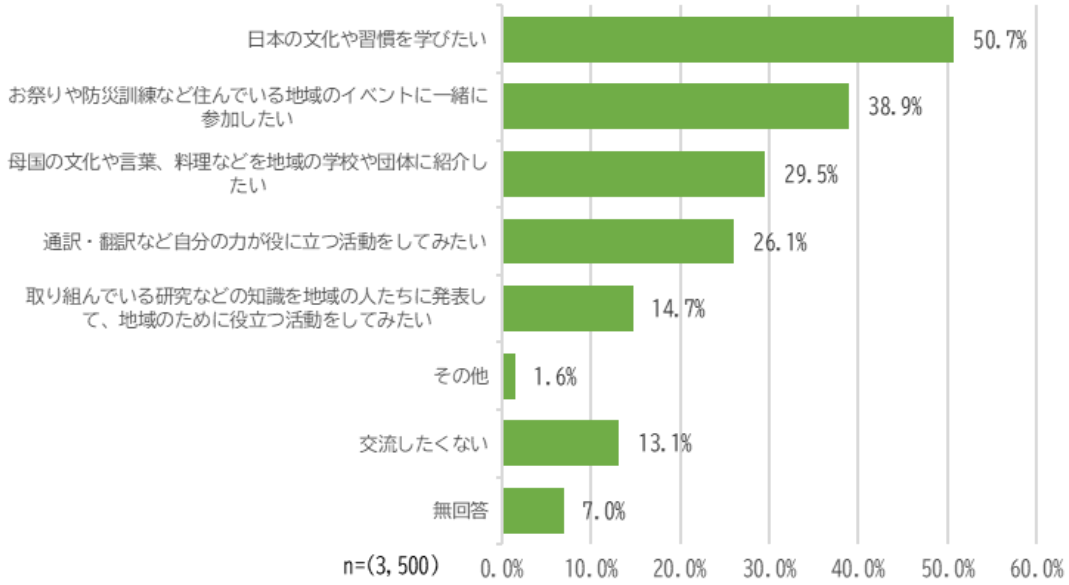
多様性の理解や、誰もが暮らしやすい環境を作っていくことが重要です。

〇地域の学校や団体と交流していない理由や困っていることはありますか。（複数回答３つまで）



資料：まちづくり政策局（令和７年度外国人住民実態調査）

〇地域の学校や団体とどのような交流をしてみたいですか。（複数回答・３つまで）



資料：まちづくり政策局（令和７年度外国人住民実態調査）

（３）住民座談会での声

概要


当日の様子（岩切地区）

開催地区　６地区で開催（地区社会福祉協議会の圏域）
通町地区（青葉区）
吉成学区（青葉区宮城総合支所管内）
岩切地区（宮城野区）、南小泉南地区（若林区）
富沢地区（太白区）、向陽台地区（泉区）

開催時期　令和８年７月～９月

参加者　地域活動に携わる方々
地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、町内会、地域の医療・福祉関係施設、社会福祉法人、NPO、地域包括支援センター、学校、市民センター、のびすく、児童館、警察、消防、郵便局、スーパー、企業など

進め方　地域の強みや課題、どんな地域にしていきたいかを、グループワークで共有・抽出

テーマ
・自分たちの地域ってどんな地域だろう？
・自分たちの地域をどんな地域にしたい？
・地域の一員として、私にできることは何だろう？

内容

■自分たちの地域ってどんな地域だろう？

＜いいところ＞
・民生委員児童委員協議会や町内会など、関係団体同士の連携がうまく取れている
・地域の行事に賑わいや活気がある
・隣近所のつながり、人と人とのつながりを大事にしている

＜課題＞
・地域活動の担い手の高齢化や後継者不足が進み、活動の継続への不安がある
・若い世代や子育て世帯、新しく転入した住民と地域とのつながりづくりが難しくなっている
・町内会加入率の低下や住民同士の関係の希薄化が進んでいる
・孤立している人や支援を必要とする人の早期発見が難しくなっている
・必要な情報が住民に十分届かず、世代に応じた情報発信の工夫が求められている

■自分たちの地域をどんな地域にしたい？

＜必要なこと＞
・世代を超えて顔の見える関係をつくり、人と人とのつながりを深めていくこと
・誰もが気軽に参加できる居場所や交流の機会を充実させること
・こどもや若い世代が地域活動に関わり、地域への愛着や担い手意識を育むこと
・紙媒体、SNS などを活用し、世代や対象者に応じた情報発信を行うこと
・地域団体や学校、企業、福祉関係機関などが連携しながら地域全体で支えあうこと

3 せんだい支えあいのまち推進プラン(令和3年～令和８年)の振り返り

○令和3年3月に策定したせんだい支えあいのまち推進プランでは、地域共生社会の実現に向け「ともに生き、支えあうまち」を基本理念に掲げ、「誰もが互いに尊重しあい、孤立することなく、自分らしく安心して暮らせる地域をみんなでつくる」を基本目標として取り組みを進めてきました。また、基本理念、基本目標の実現に向け、3つの基本的方向を掲げ、各施策を展開していくことで、包括的な支援体制の整備を推進してきました。

○基本的方向ごとの施策の方向、主な取り組みの評価は次のとおりです。

基本的方向１　多様性を認めあい、社会とつながる環境づくりの推進

＜主な成果＞

・障害者や高齢者について当事者から学ぶ講話や、人権尊重の視点からヤングケアラーや外国人について学ぶ研修など、身近にある「ちがい」を正しく理解し、共生の意識を高める取り組みを進めた

・何らかの事情を抱えた本人やその家族の交流の場や、子育てサロン、こども食堂など、本人や世帯のニーズに応じた多様な形の居場所づくりや、つながりの場の充実を行った

・居住支援協議会を設立し、住宅確保要配慮者の入居支援等について取り組みを進めた

＜課題＞

・居場所づくりへの参加者の固定化

・つながりや居場所を必要とする方へ適切に支援や情報がいきわたるような取り組み

・就労や住まいに関し、地域に定着し自立した生活が継続できるような関係機関と連携した支援

⇒誰もが社会とつながりを持てるような居場所づくりや情報発信、つながりを継続するための支援体制づくり

基本的方向２　地域の課題に気づき、解決を図る地域力の強化

＜主な成果＞

・地域のさまざまな団体が行う新たな活動や活動の拡充に助成を行い、地域の福祉活動の活性化を進めた

・ボランティアに関する講座や仙台市地域防災リーダー（SBL）養成講習会等のほか、広報・啓発を行い、地域福祉活動に対する市民の関心を高め、理解や参加を促した

・地域が一体となった活動が広がるよう、顔の見える関係づくりのためのネットワーク会議や、住民主体の活動をサポートするコーディネーター派遣を行った

・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）について、連絡会や研修会等により、役割や機能の体系化・標準化に取り組んだほか、様々な分野の団体と関わりながら、個別支援や地域支援を行い、地域づくりを推進した

＜課題＞
・地域の活動者の高齢化や新たな担い手の発掘
・地域福祉活動に興味を持った方々の活動継続支援
・複雑な課題を抱えたケースの増加に対応するための CSW のさらなるスキルアップ

⇒地域の新たな担い手を発掘・確保するためのさらなる仕組みづくりや情報提供の充実
⇒福祉の分野を超えた連携体制の強化
⇒地域活動を行う支援者や関係団体が継続して活動できるようにするための伴走型の支援体制整備や支援力向上に向けた取り組みの充実

基本的方向３　多機関の協働による、相談を受けとめ寄り添い続ける支援の推進

＜主な成果＞
・民生委員協力員制度の導入等、民生委員が活動しやすい仕組みづくりを進めた
・CSW が地域に出向き、住民主体の取り組みの支援を行い、様々な社会資源と結びつけるなど、身近な相談機能の充実を図った
・重層的支援体制整備事業を開始し、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため多機関・多職種による支援の検討を行う会議を設置するなど、包括的な支援体制の整備を進めた
・ひきこもり・自殺対策など幅広なニーズに対応する支援施策の展開・拡充を行った
・アウトリーチ型の研修や、オンデマンドによる講座の配信を行うなど、各種情報提供の充実を図った

＜課題＞
・複雑な事例や制度のはざまにある事例の支援の強化
・伴走支援のあり方や役割分担の関係者間の相互理解の深化
・関係機関の連携体制の整備
・支援ニーズに合わせた研修メニューや配信コンテンツの充実

⇒関係機関の相互理解を深め、複雑な事例や制度のはざまにある事例を取りこぼさない体制づくりの充実
⇒分野横断的、制度のはざまにある方に対する支援メニューの充実及び適切な情報発信

生活困窮者自立支援

＜主な成果＞
・仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」に居住支援相談員を配置し、相談体制を強化した
・生活困窮者就労準備支援事業については、地域包括支援センター等の関係機関へのリーフレットの配布、SNS で周知を図った結果、利用者数及びプログラム参加者、就労決定者数が増加した
・ホームレス巡回相談事業については、定期的に巡回し必要な支援制度や関係機関の案内

を行った。また、毎月開催のホームレス支援団体との連絡会議においてホームレスの情報や支援方針を共有し、関係機関で連携した支援を実施した

＜課題＞
・住まいやメンタルヘルス等の相談ニーズの多様化
・生活困窮者就労訓練推進事業の利用者数の低迷

⇒関係機関の相互理解を深めるとともに、密接に連携しながら、相談者が抱える複合的な課題解決に向けた伴走支援の強化
⇒生活困窮者就労訓練推進事業者を受け入れる企業へメリットを提示しながら、新規事業所の開拓

成年後見制度利用促進

＜主な成果＞
・成年後見サポート推進協議会を「協議会」、成年後見総合センターを「中核機関」と位置づけ、より迅速かつ正確な支援を行う体制を整備した
・権利擁護チーム支援会議の設置、専門職アドバイザーの配置を行い、個別事例に対する支援を強化した
・市民や福祉関係者を対象とした講座・研修を開催し、制度の普及啓発を図った
・家庭裁判所、行政、成年後見総合センターの三者での定期的な意見交換を通じて、市民後見人受任促進に取り組み、リレー方式での受任を実現した

＜課題＞
・「協議会」及び「中核機関」の機能の充実、ネットワークを活かした課題検討を行う支援体制の強化
・関係者や市民への研修を通じた継続的な成年後見制度の普及啓発
・市民後見人のさらなる受任促進

⇒権利擁護チーム支援会議や、成年後見総合センターにおける専門職アドバイザーの相談窓口及び派遣型チーム支援など既存制度の体制強化や周知啓発
⇒市民後見人受任促進に向けた家庭裁判所との連携の強化や市民への周知啓発

再犯防止推進

＜主な成果＞
・再犯防止推進ネットワーク会議による情報共有や意見交換、再犯防止推進セミナーを実施したほか、「支援者のための立ち直り支援ハンドブック」を作成するなど、地域における立ち直り支援の重要性の理解促進及び支援体制の強化を図った
・「仙台市再犯防止推進リーフレット」を作成し、再犯防止に係る取り組みや地域の関係機関の役割を紹介し、地域の再犯防止・立ち直りに係る啓発を行った

＜課題＞

・再犯防止と円滑な社会復帰を促進するため、関係機関の取り組みの市民に対するわかりやすい周知・啓発
・居住や就労の確保など、社会復帰に直結する具体的支援策についてのさらなる検討・充実
・関係機関の連携強化と相互理解の促進

⇒関係機関・団体と連携しながら、再犯防止に関する取り組みを市民に分かりやすく周知・啓発するとともに、居住や就労の確保など社会復帰に直結する具体的支援の充実
⇒支援が必要な者を取りこぼすことのないよう、地域の関係機関同士の連携強化と相互理解の促進

4　本市の福祉分野の取り組み（包括的な支援体制の整備に向けた状況）

本市のこれまでの取り組み

本市では、高齢、障害、こども・子育て、生活困窮といった福祉の各分野において、各制度に基づく支援の充実に加え、本人や世帯の状況に応じて生活上の課題を把握し、解決していくため、支援の包括化や地域づくり、ネットワークづくりを進めています。

・高齢分野：「地域包括ケアシステム」の充実に向けた取り組み等
・障害分野：障害者自立支援協議会等を中心とした相談支援体制の充実、ひきこもり支援や自殺対策計画に基づく取り組み等
・高齢障害：各区保健福祉センターにおける総合相談担当者会議の開催
・児童分野：「こども家庭センター」の設置等
・生活困窮：生活困窮者自立支援制度に基づく取り組み

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制

主な相談機関と関係機関による協議体

【高齢】
〇相談機関
高齢者総合相談（区役所）※1
地域包括支援センター
居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）

〇関係機関による協議体
地域ケア会議（介護保険法第 115 条の 48 第 1 項）

【障害等】
〇相談機関
障害者総合相談（区役所）※1
障害者総合支援センター
精神保健福祉総合センター（自殺対策推進センター）
北部・南部発達相談支援センター
障害者相談支援事業所
計画相談支援事業所
視覚障害者支援センター
難病サポートセンター
自閉症児者相談センター
障害者就労支援センター
ひきこもり地域支援センター

〇関係機関による協議体
障害者自立支援協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項）

【こども・子育て】
〇相談機関
こども家庭センター（区役所）※2
児童相談所
こども若者相談支援センター
ひとり親家庭等相談支援センター
のびすく（子育てふれあいプラザ等）
保育所等地域子育て支援センター（室）
児童館、児童センター
いじめ等相談支援室 S-KET
教育相談室、適応指導センター

〇関係機関による協議体
要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第 25 条の2第 1 項）

【生活困窮】
〇相談機関
生活保護担当課（区役所）
仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」

〇関係機関による協議体
支援会議（生活困窮者自立支援法第 9 条第 1 項）

【多分野連携】※3
〇相談機関
区役所
仙台市社会福祉協議会（CSW）
国見・千代田のより処　ひなたぼっこ

〇関係機関による協議体（複合・複雑化し、単独分野での対応が難しい事例の協議の場）
つながる会議（重層的支援会議を含む）※4　など

※1　高齢者総合相談、障害者総合相談は各区役所、総合支所で対応しています。
※2　こども家庭センターは各区役所、宮城総合支所において体制を整えています。
※3　詳細は●-●ﾍﾟｰｼﾞ。 ※4　詳細は次ﾍﾟｰｼﾞ。

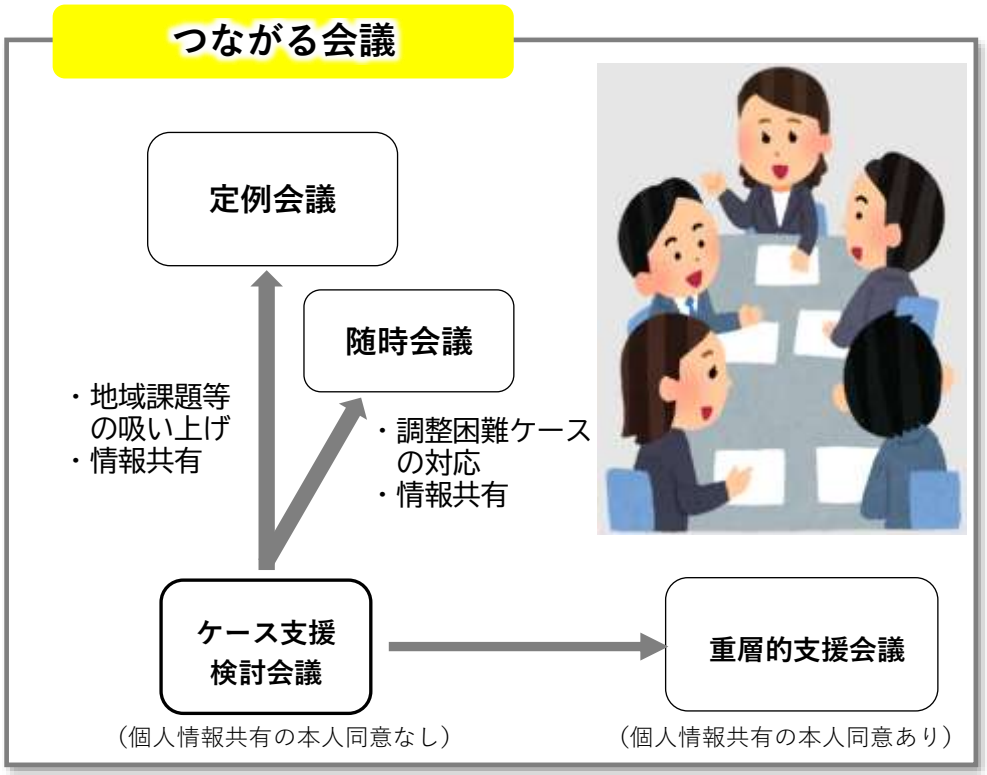
つながる会議

本市においては、社会福祉法及び生活困窮者自立支援法に基づく支援会議や、国の重層的支援体制整備事業実施要綱に基づく重層的支援会議※5 などを総称した、「つながる会議」を設置しています。

「つながる会議」では、下図のように、本人の同意がなくとも日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うことができる「ケース支援検討会議」や、本人の同意を得たうえで支援方針を検討する「重層的支援会議」を行います。

また、ケース支援検討会議や重層的支援会議で調整が難しいケースの対応の検討や、調整に苦慮した事例の情報共有を行う「随時会議」のほか、各会議の実施状況や、本市の包括的な支援体制の整備に関する情報共有を行う「定例会議」を行っています。

本市がつながる会議の実施主体となり、社会福祉協議会に配置されている CSW と連携しながら、複雑化・複合化した課題を抱える方の早期把握に努めるとともに、包括的な支援を行っています。



※5 詳細は●ﾍﾟｰｼﾞ

5　今後の取り組みに必要な視点

仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の委員の意見やせんだい支えあいのまち推進プラン（令和３年度～令和８年度）の振り返り、市民意見、関係者間の協議等から、今後の取り組みの視点を以下のように整理します。

基本的方向1には個人・世帯向け支援の視点、基本的方向2には地域支援の視点、基本的方向3には行政・事業者の連携に係る視点で整理しました。

＜取り組みの視点＞

個人・世帯	地域	行政・事業者
・孤独・孤立の予防・解消 ・多様な居場所づくり ・支える側の支援 ・つながりの意識醸成 ・緩やかにつながる環境整備 ・頼れる身寄りのない人への支援 ・ニーズに合ったサービスの充実	・持続可能な・無理のない活動 ・開かれた居場所 ・日頃からの関係づくり ・緩やかなつながり ・地域の社会資源の活用 ・負担感の軽減 ・地域の実情に合わせた活動	・民間企業を含めた福祉分野以外との連携強化 ・切れ目のない伴走的な支援 ・はざまを作らない支援 ・予防的な支援 ・支援者支援の体制強化

■今後の取り組み

上記を踏まえ、地域の多様な主体と協働し、庁内の連携体制を強化しながら、次の取り組みを進めることで、引き続き包括的な支援体制の整備を推進していきます。

＜取り組みの方向＞

・多様な価値観を地域や社会が受けとめるための取り組み、ケアラーや頼れる身寄りのない方など、つながりがあっても支援が必要な人を地域全体で支えていく意識醸成を図る取り組み、地域や社会からの孤立を防ぎ、人と人とのつながりや、人と地域とのつながりを深めていくことを意識した施策

・地域住民の参加と地域の多様な資源の連携を図り、地域の良さを生かして、人口減少社会にあっても無理なく地域づくりに取り組むための施策

・誰もが必要とする支援を受けることができるよう、地域と関係機関、行政の連携による、制度のはざまを作らず、チームで役割分担をしながら伴走的な支援を行うための施策

圏域の考え方

○本市では、地域の福祉課題解決に向けた活動を進めるための圏域を、次のように段階的に捉えています。

	圏域	主な活動
身近な範囲	隣近所・町内会の班	隣近所での挨拶や付きあいによる、日常的な見守り、支えあいの範囲
	町内会・自治会	町内会活動や民生委員児童委員活動など、日常的な地域活動の範囲
	小・中学校区	連合町内会や地区社会福祉協議会などさまざまな地域団体の活動や、身近な福祉サービスが展開されている範囲 ※地域包括ケアシステムにおける日常生活圏域は中学校区を基本
より広い範囲	区・総合支所管内	区域を対象とした総合的な施策の企画・推進、福祉サービス等の提供範囲
	市全域	市全域を対象とした総合的な施策を企画・推進、福祉サービス等の提供範囲

○それぞれの圏域にはさまざまな団体、機関、公共施設など多くの地域資源があります。地域の福祉課題解決のためには、各圏域の活動主体それぞれの活動を継続していくことに加え、各主体の強みや多様性を活かしながら、活動主体同士の連携を深めていくことが重要です。

○地域の人々の変化にいち早く気付き、適切な支援につなぐためには、身近な範囲での日常的な声かけや見守り活動が大切です。一方、地域のさまざまな活動の担い手となる人材の育成や団体間のネットワークの構築などは、より広い範囲で取り組みを進めていくことが必要です。

○地域で支援を必要とする方を支援していくにあたり、身近な圏域の地域住民や団体、機関等だけでは解決が難しい課題がある場合は、市・区レベルのより専門的な相談機関やネットワークにつないで解決を図ることが必要です。また、専門相談機関や広域のネットワークで把握した課題の解決に向け継続的につながり続ける必要がある場合は、身近な圏域の支援者やネットワークと連携することが必要です。こうした圏域を超えたネットワークづくりを進めていくことも重要です。

～ 生活の圏域を超えたつながり ～

・価値観やライフスタイルの多様化等により、今日では、身近な地域だけではなく、職場や学校、趣味・サークル活動、SNS など多様な形で人や社会とのつながりを持つ例が見られます。
・また、生活圏域とは別の場所で地域活動をする方もいます。
・このような多様なつながりや参加の機会の充実も、地域の福祉課題解決に向けた大切な視点です。

第３章　計画の方向性

１　基本的な考え方

○本市ではこれまで、「ともに生き、支えあうまち」を基本理念に掲げ、地域共生社会の実現と包括的な支援体制の整備に向けた取り組みを進めてきました。

○この間、少子高齢化や人口減少のさらなる進展や単身世帯の増加、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化などにより、地域における担い手不足や支えあい活動、つながりの希薄化が進むとともに、孤独・孤立の問題や複雑化・複合化した生活課題がより顕在化するなど、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。

○こうした変化も踏まえ、人と人とのつながりを大切にしながら、地域住民や地域の多様な主体が「支える側」と「支えられる側」に分かれるのではなく、誰もが社会の一員として役割を持ち、地域づくりに参加し、ともに地域を作っていく地域共生社会の実現に向けた取り組みをより一層進めていく必要があります。

○また、東日本大震災において、身近な住民同士の支えあいや助け合いが、発災直後の地域で大きな力となったことを改めて認識することが重要です。

○本計画の対象者は、地域で暮らす「すべての住民」です。また、本計画を推進するにあたっては、市民のみならず、本市に通勤・通学する人、町内会、民生委員児童委員、市・地区社会福祉協議会、老人クラブ、NPO・ボランティア団体、企業、社会福祉法人、福祉サービス事業者、関係機関、行政など、多様な主体である「みんな」です。「みんな」が地域への愛着を感じながら、支えあいの活動を進めていくことが、地域共生社会の実現につながります。

○本人や家族による「自助」、地域住民や地域団体等による支えあい・助けあいの「互助・共助」、行政による公的なサービスである「公助」の取り組みが相互に組み合わさり、地域の「みんな」が一体となって地域のセーフティネットを構築することで、地域共生社会や、仙台市基本計画において目指す都市の一つ、「多様性が社会を動かす共生のまちへ」の実現を目指します。

2 基本理念、基本目標

基本理念

〇せんだい支えあいのまち推進プラン（令和 3 年度～令和 8 年度）では、誰もが地域で安心して暮らし続けるために、住民一人ひとりが地域や社会に参加するとともに、困りごとを抱えた人を孤立させることなく、みんなで支えあう地域をつくっていくことを、改めて意識することが必要であることから、次の基本理念を掲げてきました

〇本計画においても、地域共生社会の実現、包括的な支援体制のさらなる充実を目指していることから、基本理念を継承し、その実現に向けた施策を推進していきます

基本理念

ともに生き、支えあうまち

基本目標

〇基本理念を実現するためには、一人ひとりがさまざまな属性や立場、多様な価値観、考え方を理解し互いに尊重することや、人と人のつながり、地域資源や関係機関同士のつながりを広げていくことが必要です

〇また、地域共生社会の実現を目指し、支援を必要とする人々だけでなく、その家族や地域住民など身近な支援の担い手にも目を向け、いかなる状況にある人であっても、自分らしく安心して活躍できるよう支援する視点も大切です。

〇さらに、仙台（地域）で暮らす人だけではなく、通勤や通学で日常的に仙台（地域）に“居る”人も地域の主体として参画してもらうことが重要であることを踏まえ、次のとおり基本目標を掲げます

基本目標

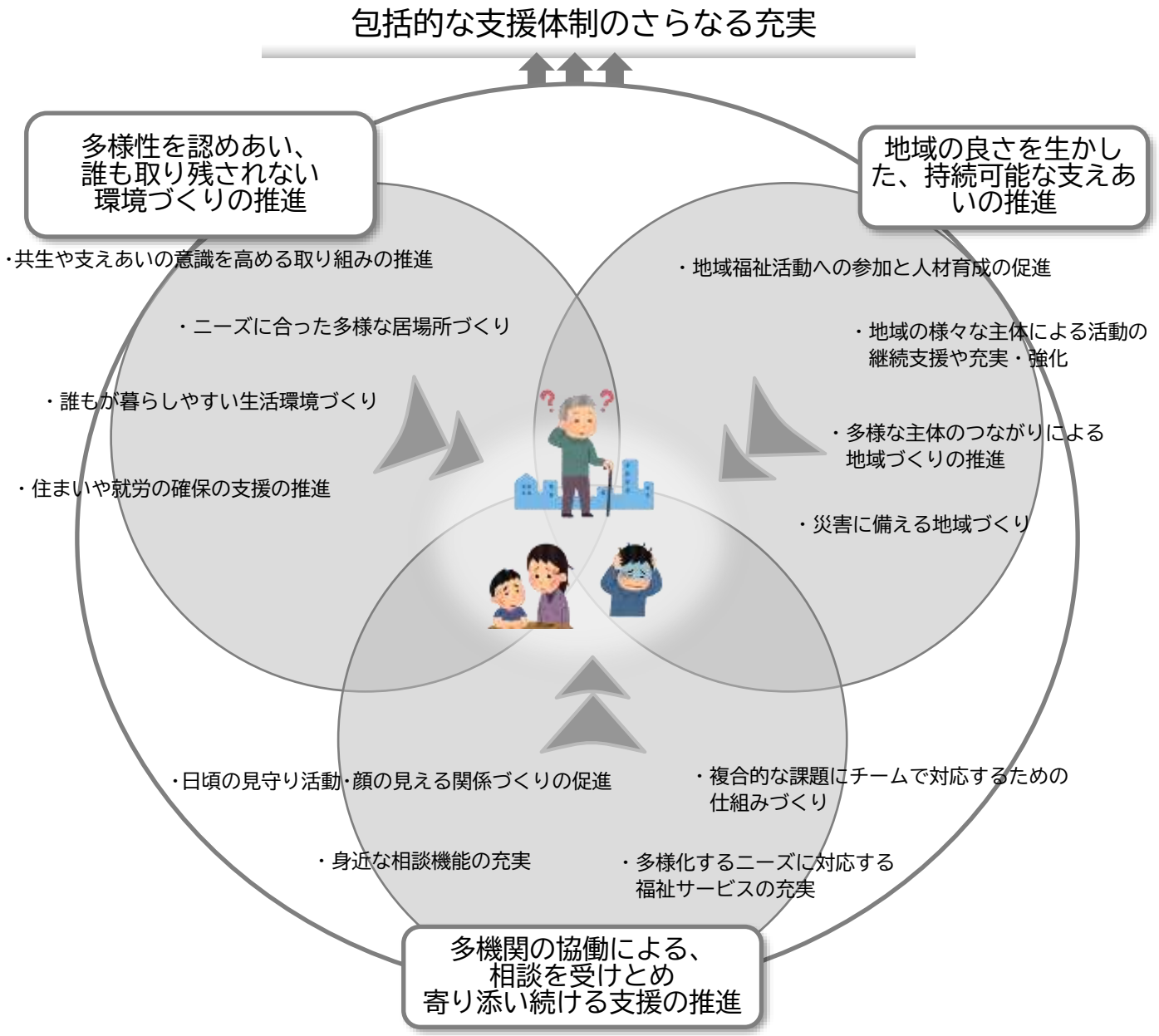
誰もが互いを尊重し、つながりあいながら、
自分らしく安心して居られる地域をみんなでつくる

3　基本的方向

基本理念、基本目標の実現に向け、本計画では次の 3 つの基本的方向を掲げ、下図の各施策を展開していくことで、包括的な支援体制をさらに充実させていきます。

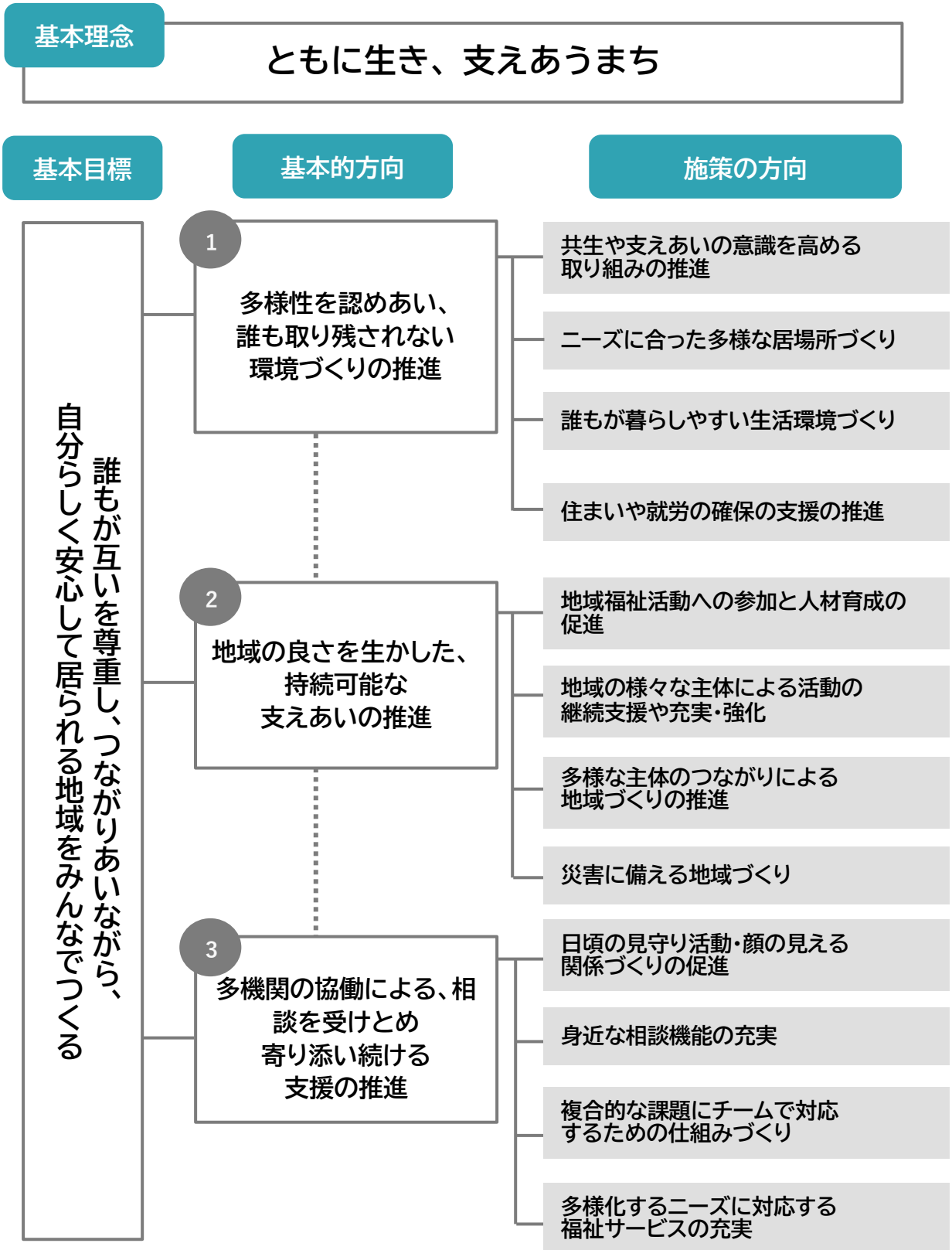
基本的方向 1	**多様性を認めあい、誰も取り残されない環境づくりの推進**
基本的方向 2	**地域の良さを生かした、持続可能な支えあいの推進**
基本的方向 3	**多機関の協働による、相談を受けとめ寄り添い続ける支援の推進**

■取り組みのイメージ



第４章　施策の展開

＜計画の体系＞



基本的方向 1　多様性を認めあい、誰も取り残されない環境づくりの推進

＜考え方＞

〇人はそれぞれ多様な価値観や背景を持っています。こうした多様性をみんなが理解する機会や場づくりを進め、お互いを認めあう社会を醸成していくことが必要です。

〇価値観の多様化や社会構造の変化、個人の事情等により、地域や社会とのつながりが弱い方や弱まってしまった方が、気軽に新たなつながりをつくったり、つながりを結びなおしたりできるように、ゆるやかにつながれる開かれた居場所や、参加しやすい居場所づくりを促進していくことが必要です。

〇年齢や性別、障害の有無、国籍のちがい等にかかわらず、誰もが必要な情報を得られ、誰にとっても生活しやすい環境を整備する取り組みを進めることが必要です。また、誰もが孤立せず、取り残されない環境を整備していくことが必要です。

＜施策の方向＞

（１）共生や支えあいの意識を高める取り組みの推進

■現状や課題

・価値観の多様化や社会構造の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域や人との関わりの機会はますます減り、また、地域の日頃の交流や支えあいに対する市民の意識が低下している。

・一方で、一旦弱まったつながりが新たに活性化する動きもみられることから、つながりや支えあいの重要性を知る機会を増やし、意識醸成を図ることが必要。

・障害や認知症などが誰にでも起こりうることであると知る機会や、年齢や性別、国籍など多様性を尊重し、お互いに理解する必要があることを知る機会が必要。

・こどもの頃から高齢者や障害のある方と交流する機会や、当事者から話を聞く機会を設けることなどにより、多様性についての正しい理解を進めることが大切。

■方向性

〇多様な価値観がある中で、一人ひとりを尊重し、社会とつながり、支えあいながら生きていく意識を育む取り組みを推進します。

■主な取り組み

★つながりや支えあいの意識醸成を図る取り組みを進めます。

・障害や認知症、国籍、性別、多様な性のあり方、罪を犯したこと等を理由とした差別や偏見をなくし、正しい理解を深めるとともに、多様性を尊重し理解を深めるための広報・啓発を進めます。
・こどもの頃からの人権教育や福祉教育、防災教育を推進します。

★は重点

（2）ニーズに合った多様な居場所づくり

■現状や課題

・年齢や性別、障害の有無等により、支える側と支えられる側を固定することなく、誰もが何らかの役割を持てる場所や機会が必要。
・誰もが気軽に参加しやすい雰囲気をつくるとともに、必要と思うときにつながることができる“開かれた居場所”や“ゆるやかな居場所”づくりが必要。
・SNS など、多様化したつながり方をうまく生かしながら、いざというときに助けを求めることができる“ゆるやかなつながり”をつくる雰囲気醸成が必要。
・公共施設に加え、法人の地域交流スペースなど地域資源を有効活用する取り組みが必要。

■方向性

〇本人や世帯の状態やニーズに応じた多様な形の居場所づくりを推進します。
〇気軽に参加できる開かれた居場所づくりを推進します。

■主な取り組み

★多様な人・多世代が気軽に参加することのできる開かれた居場所や、自分のペースで参加できるゆるやかな居場所づくりを進めます。
・ライフステージに応じた多様な居場所・つながりの充実を図ります。
・障害や認知症、性的少数者、不登校やひきこもり、依存症など、様々な状況・状態にある本人やその家族が悩み等を共有したり、当事者同士で交流したりすることができる場づくりを進めます。
・生活困窮世帯のこどもへの学習支援や居場所づくり、保護者の相談支援等を行います。

★は重点

（3）誰もが暮らしやすい生活環境づくり

■現状や課題

・地域や人とのつながりが減少することで起こりうる「孤独・孤立」の問題や、高齢や障害、疾病等が理由で支援を必要としている身近な人のケアを無償で行っている「ケアラー」の中には自身の生活に支障をきたしている方もいるなどの課題もある。

・「孤独・孤立」の状態にある方や「ケアラー」が抱える問題を知る機会や、支援を充実させることが必要。

・頼れる身寄りがいないことにより抱える生活上の課題への対応も必要。

・障害の種類・程度に応じた適切な情報提供の確保や、外国人にも適切に情報が伝わるよう多言語による情報発信など、誰もが知りたい情報を知り、また、活用できるよう取り組みを進める必要がある。

・身体の状況や年齢、性別などに関わらず誰もが使いやすい生活環境をデザインするユニバーサルデザインの考えを踏まえながらバリアフリーを推進することが必要。

■方向性

〇孤独・孤立の状態にある方やケアラーが抱える問題を知る機会の提供や支援の取り組みを推進します。

〇誰にとっても利用しやすい施設等の整備を推進するとともに、情報アクセシビリティの確保の支援を進めます。

■主な取り組み

★孤独･孤立の状態にある方やケアラーが抱える問題について周知･啓発を行うとともに、社会全体で支えていく支援体制の構築に向けた取り組みを検討します。

★頼れる身寄りのない高齢者等が地域で安心して暮らし続けていくための基盤づくりを進めます。

・交通施設や建築物等のバリアフリー化を進めるとともに、バリアフリーに関する普及・啓発活動に取り組みます。

・必要な情報が届くよう、障害の特性に応じた情報提供の確保に関する取り組みを進めるとともに、外国人への多言語での情報提供等の充実を図ります。

★は重点

（４）住まいや就労の確保の支援の推進

■現状や課題

・少子高齢化や核家族化の進展により、孤独死の問題や、頼れる身寄りのない高齢者、親亡き後の障害のある方の住まいの問題が顕在化し、また、外国人やドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）被害者、刑務所等から出所した人など、住まいの確保が困難な方への支援の必要性が高まっている。

・「働きたい人」と「受け入れる側」をつなぐ仕組みづくりが課題。

・制度のはざまへの対応や、複合的な課題を抱える人への支援が必要。

■方向性

〇様々な事情で住まいや就労の確保に課題を抱える方に対する、多様な分野の取り組みと連携した支援の充実を図ります。

■主な取り組み

・失業や家庭の問題等により住まいを失った方や失うおそれのある方に対し、一時的な住まいの提供や家賃補助を行いながら、新たな住まいの確保等に向けた支援を行います。

・経済的に困窮した方等への就労機会の提供や就労支援を行います。

・障害のある方へ、生きがいや働きがいのある生活のための就労支援や、安心した暮らしのための居住支援の取り組みを進めます。

・居住支援協議会を活用して、居住支援法人をはじめとする関係機関との連携を充実し、年齢や所得、障害の有無等により住まいの確保に課題を抱える方の民間賃貸住宅への円滑な入居を進めます。

・住宅セーフティネット制度を活用した民間賃貸住宅等への入居支援により、住宅に困窮する世帯の居住の安定を図る取り組みを進めます。

基本的方向 2　地域の良さを生かした、持続可能な支えあいの推進



＜考え方＞

〇地域によってその成り立ちや文化、住民の年代や世帯構成の傾向、有している資源は異なります。多様な人々が地域の一員として安心して生活していくためには、身近な日々の暮らしの場である地域の強みや魅力、抱える課題に住民自身が気づき、その地域の良さを生かして課題の解決を図るための取り組みを進める必要があります。

〇地域課題を解決するためには、特定の担い手に頼るのではなく、誰もが主体的に地域社会と関わりを持ち、ともに地域をつくっていくことが必要です。

〇共働き世帯の増加や定年延長などにより、担い手の確保が難しくなってきていることをふまえ、持続可能な地域活動の取り組みや、一人ひとりが負担感なく関わることができる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

〇福祉分野以外の地域資源、ICT・AI をうまく取り入れることや、仙台に通学・通勤している人たちなど、居住していなくても仙台で日中を過ごす人たちの力も地域福祉活動に取り込んでいくことで持続可能な地域力の強化につながります。

〇これまでに積み重ねてきた取り組みや関係性を活かし、多様な地域の担い手が連携・協働し、分野を超えてつながりながら地域づくりを進めていくことが必要です。日常生活の中で培われた住民同士の支えあいの力は、災害時にも力を発揮します。

＜施策の方向＞

（１）地域福祉活動への参加と人材育成の促進

■現状や課題

・地域で活動する方の高齢化や担い手不足が進んでいるため、新たな担い手の育成や、若い世代が参加しやすい環境や仕組みづくり、多様な媒体による情報発信が必要。

・共働き世帯の増加や定年延長などにより、地域活動と関わりがある人が少なくなっているとともに、時間的余裕のなさ等から地域活動に負担感を覚える人が増えてきている。将来の担い手となりうる方と日頃からのゆるやかなつながりを持ち、必要なときに協力をお願いできる土台づくりを進めることが必要。

・育成した担い手が活躍できる場づくりや活動参加の促進を行い、育成した担い手や参加者が持続的に参加できる取り組みが必要。

・地域のさまざまな取り組みや好事例の共有により、支えあい活動の参加への機運を高めることが必要。

■方向性

○地域福祉活動に対する市民の関心を高め、理解や参加を促進するとともに、地域活動をする方や団体の意欲を高めるため、地域福祉活動に関する広報の充実や、活動事例の共有や各種講座等により人材育成を図ります。
○新たな担い手となり得る方とゆるやかにつながれる仕組みづくりを進めます。

■主な取り組み
★地域福祉活動に興味のある方が気軽に参加できる取り組みを進めます。
・市民や地域活動をする方が地域の福祉活動等に関する情報を入手しやすいよう、広報紙やホームページ等さまざまな媒体や方法による地域情報の発信を進めます。
・地域活動やボランティア活動等の事例の発表の場や、活動者間で課題を共有する場づくりを進めます。
・幅広い地域福祉活動やボランティア活動に参加し、体験し、学ぶことができる機会を設けることで、地域づくりをはじめ、介護予防、認知症対策、市民後見、子育て支援、地域防災などさまざまな分野で活躍する担い手の育成を進めます。

★は重点

（2）地域の様々な主体による活動の継続支援や充実・強化

■現状や課題
・地域活動のリーダーやコーディネーターの高齢化や担い手不足が進んでいるため、組織の運営や活動の継続が難しくなっている。
・担い手の負担感の軽減も含め、持続可能な活動ができる支援が必要。
・無理のない範囲で地域活動に関わり、地域全体で支えあいの体制を構築していく仕組みづくりが必要。
・地域の様々な主体の活動の充実に向けた支援が必要。

■方向性
○地域のさまざまな団体等による多様な支えあい活動の活性化を図るため、活動への支援充実を図ります。
○地域活動を行う団体や担い手の負担軽減や、支えあい活動を続けていくための支援を進めます。

■主な取り組み

★地区社会福祉協議会が実施する「小地域福祉ネットワーク活動」について、各地域での取り組みが進むよう、CSW が中心となり地域の実情に合わせた活動支援を進めます。

★民生委員児童委員活動の広報・啓発の充実、民生委員協力員制度のさらなる活用や ICT による民生委員活動負担の軽減を図るなど、人材確保や活動支援の取り組みを進めます。

・一人暮らし高齢者等への支援団体や子育て支援団体、町内会、子ども会、老人クラブ、自主グループやボランティア団体等、さまざまな地域団体の活動の継続や拡充に向け、活動費の助成等による支援を行います。

・地域団体同士が連携して一体的に取り組み、地域全体で支えあい活動ができる支援の取り組みを進めます。

★は重点

（3）多様な主体のつながりによる地域づくりの推進

■現状や課題

・世代を超えて多くの住民や団体が主体的に活動に参加し、工夫しながら地域課題解決に向けて取り組んでいるところがある一方、さまざまな事情により活動を広く展開できずにいる地域もあるなど、地域活動の地域差が広がっている。

・地域の多様な主体間で地域の強みや魅力、課題を共有し、それぞれの役割を活かしながら連携・協働し、地域の課題解決に向け、一緒に考え行動していく必要がある。

・福祉の分野に限らず、地域の社会資源を活用できる仕組みづくりが必要。

・団体間をつなぐためのコーディネート機能が重要。

■方向性

〇福祉の各分野における横断的な連携や、民間企業を含めた福祉以外の分野との連携を強化し、地域の社会資源を生かした地域づくりを推進していきます。

〇地域のコーディネーターによる、住民主体の地域課題の解決に向けた活動のサポートや、地域のネットワークづくりを進めていきます。

■主な取り組み

★学校や民間企業、福祉事業者等、地域のさまざまな主体と地域団体等が日頃から顔の見える関係をつくり、関係者間のつながりを充実させながら、地域が一体となった取り組みを進めていきます。

・CSW による住民主体の地域福祉活動への支援の充実のため、事例検討や情報共有等により

CSW のスキルアップを図ります。
・CSW や生活支援コーディネーター、市民センター等による、地域団体同士をコーディネートする機能や活動支援等の充実を図ります。

★は重点

（４）災害に備える地域づくり

■現状や課題
・平時の見守りや支えあいなどの地域福祉活動と、災害時の支援をつなげて考える視点が求められている。
・災害時に支援を必要とする方が必要な支援につながるためには、周囲に助けを求めやすい環境づくりや関係者間の連携強化が重要となっている。
・地域の特性に応じた災害時の支援体制づくりの普及啓発が必要。
・災害ボランティアや専門ボランティア、地域防災リーダーや自主防災組織等、地域防災を支える担い手の確保・育成が必要。

■方向性
〇要配慮者の支援体制づくりや円滑な避難所運営の確保、地域における防災・減災の取り組みへの支援を推進するとともに、日頃の地域の支えあい活動から災害時の地域の支援体制づくりにつながるよう、多様な主体と連携した取り組みを進めていきます。

■主な取り組み
★災害時における要配慮者の支援体制づくりを一層普及させていくため、地域への周知啓発や、地域の実情に応じた日頃からの顔の見える関係づくりに向けた支援を進めていきます。
・地域防災リーダーや災害時のボランティアの養成、防災教育の推進、防災意識の普及啓発により、地域住民の防災意識と対応力の向上を図ります。
・福祉避難所の機能強化や避難所運営マニュアルの作成、地域の自主防災活動への支援により、避難所の運営体制の強化と地域の防災力の向上を図ります。
・災害が発生した際に、被災者の状況に応じた心身の健康維持等の日常生活支援や住まいの再建支援を円滑に実施できるよう、防災・福祉・住宅の各部局及び関係団体が連携し、災害ケースマネジメントの取り組みの検討を進めます。

基本的方向 3　多機関の協働による、相談を受けとめ寄り添い続ける支援の推進



＜考え方＞

〇本人や世帯の抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、個々の状況だけではなく、世帯全体の抱える生活課題に対し、柔軟かつ継続的な対応が必要です。

〇生活環境の変化やライフステージの分かれ目により支援がとぎれることのないよう、制度のはざまを作らない、切れ目のない伴走的な支援体制を構築していく必要があります。

〇本人を中心として寄り添う意識を持ちながら、地域住民等による緩やかな見守り活動等と、専門職による具体的な支援をともに充実させていく必要があります。

〇地域住民や相談機関、医療機関、福祉関係者に加え、福祉分野を超えた多職種や多機関がつながり、連携を強化しながらそれぞれの支援力を高め、さらに支援の“輪”を広げながら包括的な相談支援体制を充実させていくことが必要です。

＜施策の方向＞

（１）日頃の見守り活動・顔の見える関係づくりの促進

■現状や課題

・個人や世帯に関する課題が深刻化する前に、日頃からの見守り活動等により早期に課題を把握することが必要。地域の社会資源として、民間企業の力を活用することも必要。

・課題に気づきやすくなるためには、日頃からの顔の見える関係づくりが重要。

・家族等のケアラーを含め、特定の支援者が一人だけで抱え込むことがないよう、地域の福祉関係団体などが一緒に支援することや、支援者支援の取り組みの強化が必要。

・本人や世帯の状況の変化に柔軟かつ継続的に対応するためには、公的サービスだけでは十分でなく、地域の力が必要。

■方向性

〇地域における見守り活動等を通じ、支援が必要な事案の早期発見や早期対応を進めるとともに、地域団体や関係機関等が連携して地域全体で継続した支援ができる取り組みの充実を図ります。

■主な取り組み

★CSW を中心として地区社会福祉協議会、町内会等が行う見守り活動・顔の見える関係づ

くりの支援を行います。
・地域団体、ボランティア団体、民間企業等、地域の多様な主体がそれぞれの良さを生かした見守り活動等を行えるよう、情報提供や連携体制の強化等による支援を行います。

★は重点

（2）身近な相談機能の充実

■現状や課題
・地域の身近な相談機関等で世帯の相談を受け止めて対応し、そこでの対応が難しい場合は、適切な関係機関につなぎ、連携していくことが必要。
・支援につながりにくい人を把握し、支援する仕組みが必要。
・さまざまな事情に柔軟に対応できる相談機能の充実が必要。

■方向性
・各専門相談機関等における総合的な相談支援機能の充実
・アウトリーチ支援の推進

■主な取り組み
★CSW が各専門機関と協働で、地域活動の場へ出向き、さまざまな相談を受けとめながら課題の把握を進め、関係機関と連携して必要な支援へのつなぎや伴走型の支援を行います。
・高齢者や障害のある方、こども・子育て家庭、生活困窮者、刑務所出所者、DV・性暴力被害、いじめに関する悩みや引きこもり等、各分野の相談機関における相談支援機能の充実を図るとともに、必要に応じて適切な支援につなぐ仕組みづくりに取り組みます。

★は重点

（3）複合的な課題にチームで対応するための仕組みづくり

■現状や課題

・対応するケースが複雑化・複合化している。複合的な課題を抱えているケースは地域とのつながりが薄い世帯が多く、支援を受けることに拒否的な場合もある。

・支援を受けることに拒否的な場合であっても、チームで役割分担を行い伴走的に支援する体制を充実させる必要がある。

・複雑化・複合化している課題に対し、複数の分野が連携して、包括的な相談支援体制の推進を図り、世帯全体の課題を支援する必要がある。

・既存制度の枠組みに当てはまらない生活課題を抱えている場合など、制度のはざまをつくらないように支援体制を構築する必要がある。

・本人の状況や状態の変化により支援機関が変わる場合などに、支援が途切れないように、関係機関をつなぐ役割が必要。

■方向性

○多職種・多機関による重層的な支援ネットワークの充実と、多機関の協働による包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを進めます。

■主な取り組み

★保健福祉センターや CSW を中心とした多機関の協働により、役割分担を行いながらチームで支援を行う、はざまをつくらない重層的な支援体制の整備を進めます。

・複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる相談支援体制を強化するために、各相談支援機関の連携による伴走的な支援を行います。

・地域の支援者と関係機関、行政との支援のネットワークづくりを進めるため、事例検討や研修会等により、困難なケースへの支援のあり方の検討を進めます。

★は重点

（４）多様化するニーズに対応する福祉サービスの充実

■現状や課題

・既存の取り組みをうまく活かしながら、新たな課題に対応していくことが必要。

・デジタル化や ICT 化への対応が難しい方等へも配慮しながら、さまざまな媒体を用いて福祉に関する情報の発信を強化するとともに、福祉サービスを必要とする市民に必要な情報を届けられるような情報発信を行う必要がある。

・福祉人材の確保が必要。

・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を推進する必要がある。

■方向性

〇福祉サービスを必要とする市民が利用・選択しやすいよう、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、デジタル化・ICT 化の推進に向けた取り組みを推進します。

〇福祉の専門人材育成の取り組みを推進します。

〇市民のニーズを把握しながら、さまざまな福祉サービスの基盤の整備を進めます。

■主な取り組み

・福祉に関する各種情報提供の充実やさまざまな媒体による情報発信を進めます。

・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を推進するための指導助言をし、福祉サービスの充実を図ります。

・外国人を含めた多様な福祉人材の確保や、ICT も活用した人材育成の取り組みを進めます。

第５章　生活困窮者自立支援、成年後見制度利用促進、再犯防止推進

本章では、第３章・第４章で示した内容について、市町村地域福祉計画に包含される生活困窮者自立支援の取り組み、市町村地域福祉計画と一体的に策定する成年後見制度利用促進、再犯防止推進の取り組みをそれぞれの視点で改めて現状と課題、必要な取り組みを再構成するものです。

～本章の考え方～

何らかの事情により経済的に困窮してしまったり、認知症や障害等により日常生活等に支援が必要な状態になってしまったりすることは、いつでも、誰の身のまわりでも起こりうることです。

また、罪を犯した人や非行のある少年が適切な支援につながらなかったために、再び罪を犯すこともあります。本章の施策の展開においては、地域のみなさまのご理解や、日頃の見守り活動等における気づきを適切な支援機関につないでいただく等のご協力が不可欠です。

地域のみなさまの理解と協力をいただきながら、関係機関等と連携して、誰もが互いを尊重し、つながりあいながら、自分らしく安心して居られる地域づくりを進めていきます。

1　一人ひとりに寄り添い、自立まで伴走する支援

生活困窮者自立支援法が施行されて以降、本市では生活全般にわたるさまざまな課題について、相談者の話を聞き、関係機関と連携しながら、課題の解決と自立までの支援を推進してきました。

生活困窮者自立支援では、働きたくても働けない、住むところがないなど、生活に困りごとや不安を抱えたときに、どのような支援が必要かを一緒に考え、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

関係機関とのさらなる連携を図り、一人ひとりに寄り添いながら、自立への最初の一歩を踏み出す支援が求められています。

■これまでの取り組み

本市では、生活困窮者自立支援法に規定する自立相談支援事業を行う機関として、仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」を設置し、生活困窮者の複合化した課題を包括的に受け止める支援を展開してきました。

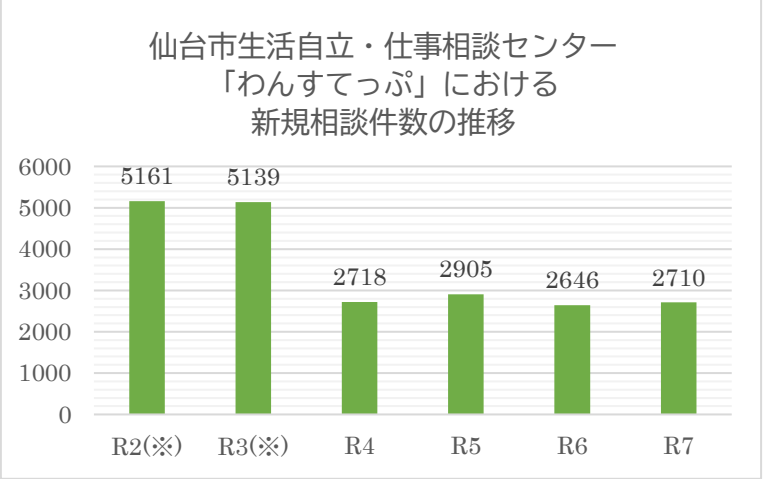
長い期間にわたりひきこもりの状態にあった方や日常生活に課題がある方などに、社会とのつながりを築きながら、日常・社会生活における自立や就労を支援する事業（就労準備支援事業）や、その方のコミュニケーション上の課題などを理解し、就労訓練を実施する企業（認定就労訓練事業所）への普及啓発や運営支援を行ってきました。

こうした様々な事業を支援団体等へ周知するとともに、「わんすてっぷ」に自ら相談に来ることが難しい方に対するアウトリーチによる支援も行ってきました。

また、生活困窮世帯のこどもの学習の機会の確保と保護者への相談支援（こどもの学習・生活支援事業）や、家計管理に課題を抱える世帯が自ら家計管理ができるようになるための支援（家計改善支援事業）、ホームレス等住まいが不安定な方への支援（居住支援事業）を行っています。

令和７年度からは、一定の要件のもとで家計を改善するため新たな住居を確保する必要があると認められるものが、住居確保給付金の支給対象者に追加されています。

(※)R2～3 年度の新規相談件数は、新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮し実施された生活福祉資金の特例貸付等による影響で増加したもの。



（１）自立相談支援体制の充実

生活に困窮する方が抱える課題は、経済的な問題だけではなく、就労、住まい、健康、家族関係、社会的孤立など、多様化するとともに複数の課題が重なり合うケースも増えています。また、物価高騰や雇用環境の変化などを背景に、これまで生活に困窮することのなかった方が生活基盤を失う事例も見られるなど、支援ニーズは多様化しています。

生活に困窮した方から自立相談支援機関に相談があった場合には、本人の状況や意向を丁寧に把握し、自立に向けた支援プランを作成するとともに、本人に寄り添いながら継続的な支援を行います。本市では、自立相談支援、就労支援、就労準備支援、家計改善支援を一体的に実施しており、本人の状況や課題の変化に応じて適切な支援を組み合わせることで、自立に向けた段階的な支援を進めます。

一方で、長期間のひきこもり状態にある方や社会とのつながりが希薄な方、制度や相談窓口に関する情報を得ることが難しい方など、自ら相談につながることが困難な方も少なくありません。また、制度利用の手続きやコミュニケーションへの不安などから、必要な支援につながらないまま生活課題が深刻化するケースも見られます。

このため、相談を待つだけでなく、関係機関や地域との連携により支援を必要とする方を早期に把握し、訪問や同行などの支援を行うとともに、本人との信頼関係を築きながら、就労や家計改善に加え、地域での居場所づくりや社会参加につながる支援も含め、一人ひとりの状況に応じた伴走型支援の充実を図ります。

■主な取り組み

★仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」において一体的に実施してきた伴走型支援を引き続き推進します。

★「わんすてっぷ」内に「アウトリーチ支援センター」を設け、居場所づくりや社会参加も含めた自立支援を実施します。

・支援を必要としている方に積極的につながり、効果的な支援を推進します。

★は重点

・（仮）仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」における居住支援の実施に関するコラム掲載予定

（２）住まいが不安定な方への支援の充実

住まいは、安心して生活を営み、自立した生活を送るための基盤ですが、生活困窮や家族関係の変化、心身の不調などを背景として、住まいの確保が困難となる方や、不安定な住環境で生活する方への支援ニーズは多様化しています。

ホームレス状態にある方については、仙台市路上生活者等自立支援ホームにおける生活支援や就労支援を実施するとともに、巡回相談や衛生改善事業、結核検診等により生活状況や健康状態を把握し、民間支援団体等とも連携しながら、自立に向けた支援を進めます。

また、インターネットカフェ等で生活する方や、家庭内の事情により住まいを失うおそれのある方、精神疾患や知的障害、発達障害などにより居住の継続が困難な方など、支援を必要とする方の状況は多様化しています。

このため、住居確保給付金や日常生活支援住居施設など、住まいが不安定な方が自立を目指すための制度を適切に活用するとともに、居住支援協議会を活用して居住支援法人など住宅分野との連携を強化し、住まいの確保から地域生活への定着まで切れ目のない支援を推進します。また、高齢者や障害のある方など住まいの確保に配慮を要する方についても、それぞれの状況に応じた支援を進めます。

■主な取り組み

★ホームレス状態にある方への支援を引き続き行うとともに、住まいが不安定な方の多様なニーズに配慮し、地域生活を継続できるよう、住まい確保に係る支援から住まい確保後の見守りまでの継続的な支援を実施します。

・民間の支援団体や居住支援法人等との連携を強化し、協働で支援に取り組みます。

・住まいが不安定な方が自立を目指すための制度に対応し、活用できる環境を整えていきます。

★は重点

・（仮）ホームレス支援団体とのネットワークに関するコラム掲載予定

（3）支援機関、部署等との横断的な連携・協力による支援の強化

生活に困窮している方を早期に把握し、課題が深刻化する前に必要な支援につなぐことは、自立の実現に向けて重要です。

近年は、生活困窮に加え、高齢、障害、介護、子育て、ひきこもりなど、複数の課題を抱える世帯が増加しており、一つの制度や支援機関だけでは対応が難しい事例も多くなっています。

このため、これまで築いてきた支援ネットワークをさらに充実させるとともに、庁内関係部署、自立相談支援機関、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、医療機関、教育機関、ハローワーク、居住支援関係機関、民間支援団体など、多様な主体がそれぞれの役割を共有しながら連携を強化します。

■主な取り組み

・生活に困窮している方の課題を共有し、連携して支援する仕組みの周知と活用を図ります。

・各支援機関、部署等で築いてきたネットワークの強化とさらなる充実を図ります。

・生活困窮者自立支援のイメージ図掲載予定

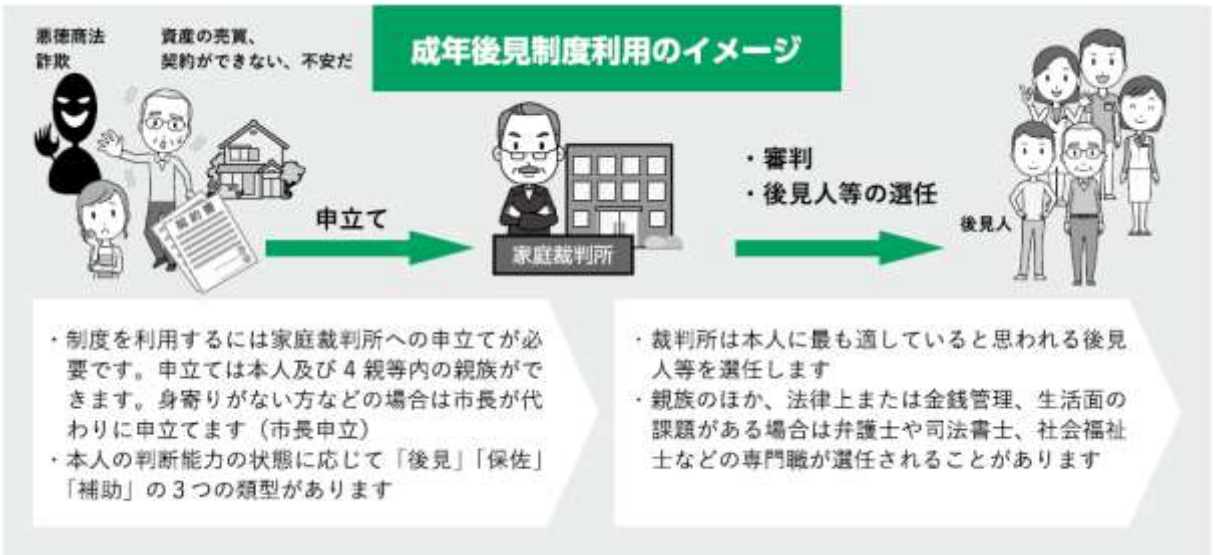
2　その人の意思に沿った、その人らしい暮らしを支える

認知症や知的障害、精神障害などにより、自分の思いを伝えることや自分にとっての利益・不利益を理解するのが難しくなると、親族や周囲の人、あるいは悪意のある第三者によって身体的・精神的な虐待や金銭・財産の搾取など、その人の権利が侵害されることが起きやすくなります。

誰もが個人として尊重され、自分の思いや考えに基づき、自分らしく暮らしていくことは憲法に保障された権利です。障害の有無やそれぞれの置かれた環境によらず、身体や財産が安全に守られ、自分の暮らし方について、自分で考え、自分で選び、自分らしい生活を続けられる地域をつくっていくことが必要です。そのためには、後見人等を含めた本人に関わる支援者らが、本人との信頼関係のもと、本人の意思が適切に反映された生活の実現に向け、必要な情報を分かりやすく提供するとともに、多様な選択肢を理解し、主体的に意思決定できるよう支援を行うことが重要です。

■成年後見制度の概要

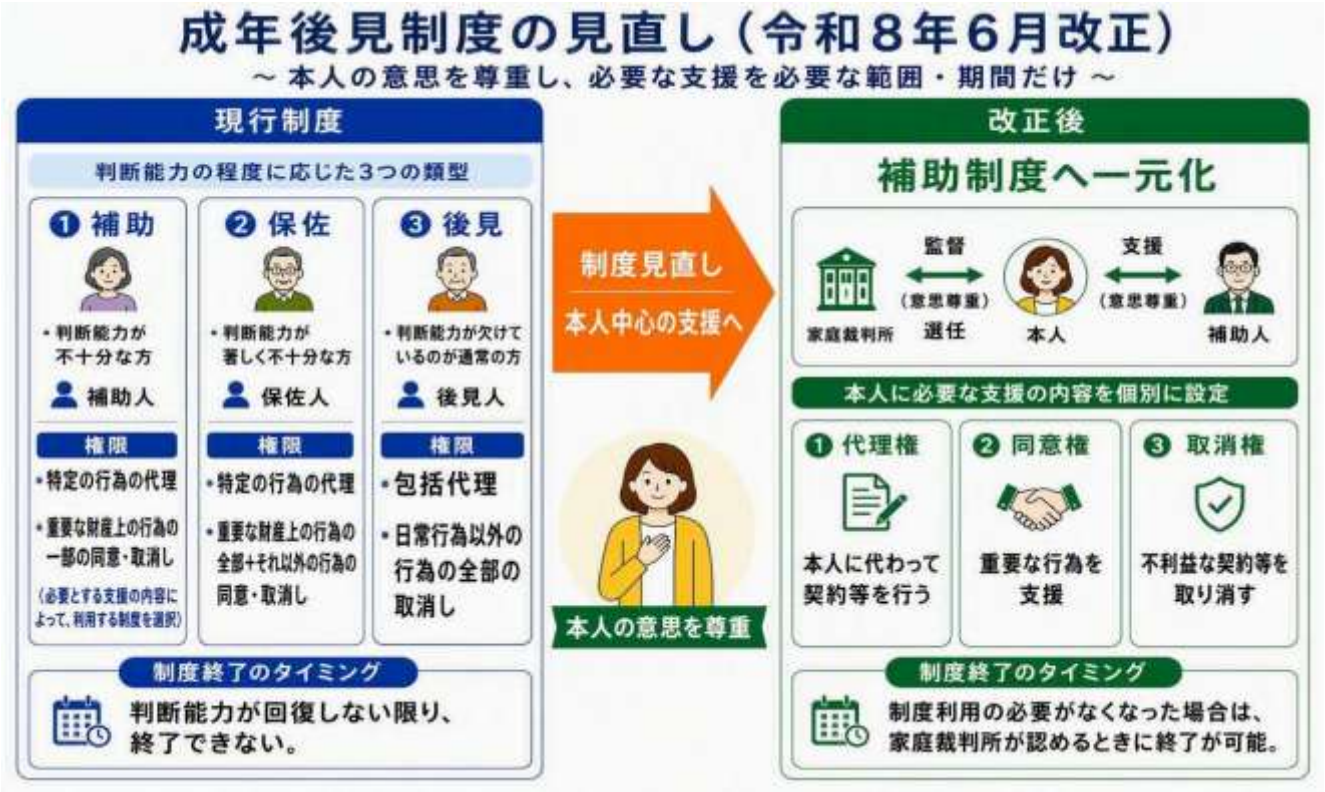
認知症や障害などにより、自分の思いを伝えることが難しい人の権利を守る（虐待への対応を含む）ための方法の一つに成年後見制度があります。制度の対象となる方（以下「本人」という。）や親族が家庭裁判所に申立てをし、裁判所が選任した親族や専門職などの後見人が本人に代わり、本人の意思に沿って財産管理や必要な福祉サービス利用等の契約を行います。制度の利用が必要にもかかわらず、身寄りがないなど申立てをする親族がいない場合は市長が申立てを行います（以下「市長申立」という。）。



類型	対象者のイメージ
後見	簡単なことについて何度説明を受けても全く理解できない。契約は不可能。
保佐	簡単なことについて説明を受けると少しは理解できる。契約内容の理解が不十分で、支援が必要。
補助	簡単なことについて説明を受ければほぼ理解できる。契約はできるが支援があったほうが安心。

後見人等の権限は大きく以下の2つです
①本人が行う（行った）行為について同意する、または取り消すことができる
②財産の管理や契約などを代理することができる
※保佐や補助類型の場合、同意や代理権は本人の判断能力に応じて必要な範囲で定められます。

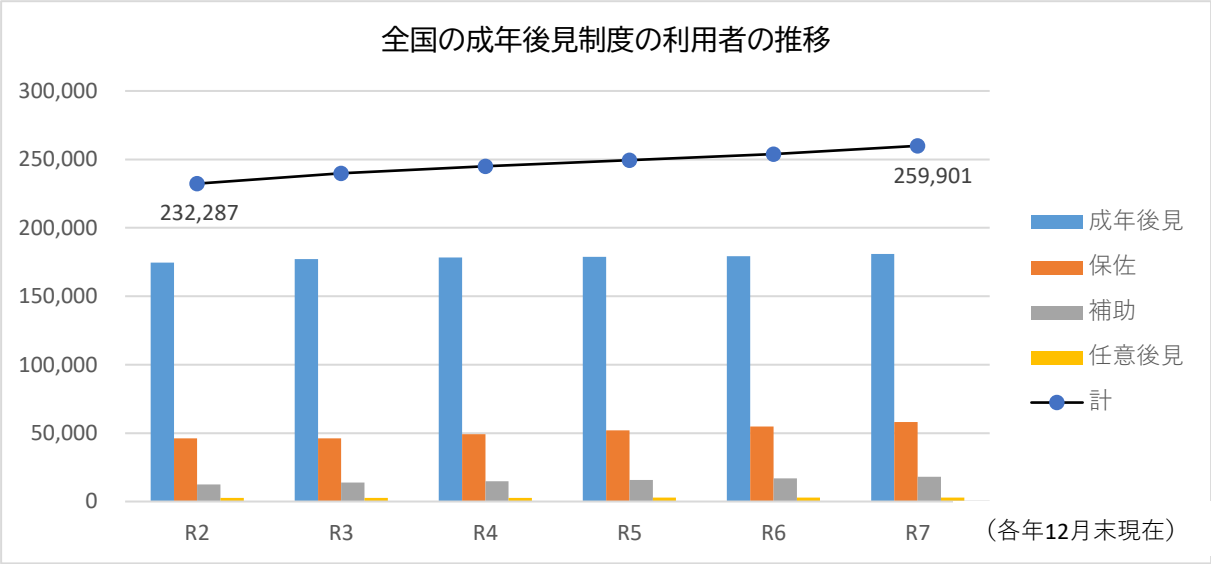
民法等の一部を改正する法律（令和８年６月 24 日公布）が公布の日から２年６か月以内に施行されることとされており、施行後は成年後見制度が大きく改正されることとなりました。（改正内容は●ページ参照）。



■現状

認知症高齢者をはじめ制度の利用の対象となる方は増加していますが（〇ページ参照）、その増え方に比べ、成年後見制度の利用者は増えていない状況です。また、利用されているのは後見類型がほとんどとなっています。

つまり、制度の利用が必要にもかかわらず、制度を利用できていない人が多くいるのではないか、本人の状態にあった制度の利用のされ方がされていないのではないかと考えられます。このことは仙台市の状況を見ても同様です。



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況－令和6年1月～12月－」及び「成年後見関係事件の概況－令和7年1月～12月－」より作成

仙台市家庭裁判所管内の申立件数の推移　（年）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
後　見	293	323	292	296	259	294
保　佐	69	60	69	64	70	77
補　助	21	15	17	12	13	12
任意後見監督人選任	11	7	16	13	14	8
合　計	394	405	394	385	356	391

【資料】仙台家庭裁判所

市長申立件数の推移　（年度）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
認知症高齢者	24	28	25	21	24	20
知的、精神障害者	3	12	15	3	6	12

【資料】仙台市健康福祉局

平成 28 年に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律では、成年後見制度の利用の促進を総合的かつ計画的に推進することとされました。これに基づき策定された国の成年後見制度利用促進基本計画により、全国どこでも必要な人が適切に制度を利用できるよう、各地域における権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や、相談支援や関係機関との連携を担う中核機関の整備などの体制整備が進められてきました。

一方で、現行制度については、利用開始後に当初の利用目的が達成された場合であっても、

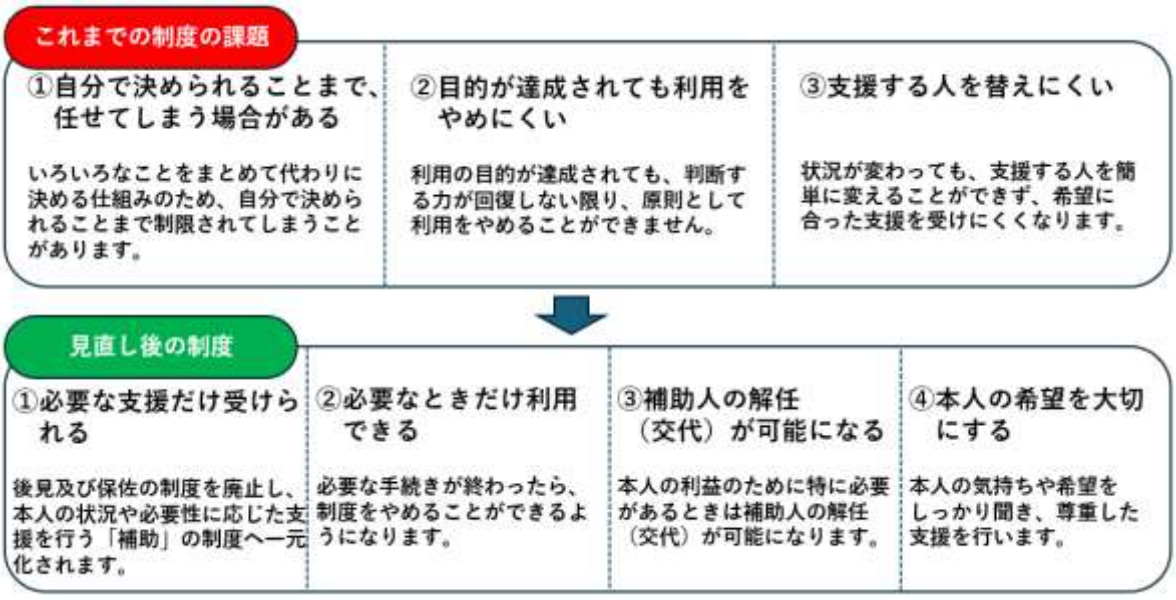
本人の判断能力が回復しない限り利用を終了できないことや、本人の状態や支援ニーズの変化に応じた柔軟な利用が困難であることなどが課題として指摘されていました。

こうした課題を踏まえ、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度の見直しに向けた検討を行うこととされました。その後、令和８年６月の民法改正により、本人の尊厳の尊重や意思決定支援を重視しながら、本人の希望や状況に応じて必要な支援を必要な範囲及び期間に限って利用できる、より柔軟で利用しやすい制度へと見直されることとなりました。

■成年後見制度の見直しの内容

現在は、後見・保佐・補助の類型によって支援の内容が決まっていますが、今後は「補助」の制度に一本化され、一人ひとりの状況や希望に合わせて必要な支援を受けられるようになります。また、制度の利用終了は、原則として本人の判断能力が回復した場合とされていますが、制度を利用する必要がなくなったと家庭裁判所が認めたときは、利用を終了できるようになります。そのため、本人の状況や支援の必要性に応じて、必要な期間だけ利用することが可能となります。

さらに、補助人を選ぶ際には、本人の意思を尊重し、その意向を確認することが義務付けられます。本人の利益のために必要がある場合は、補助人を解任することもできるようになります。



■地域連携ネットワーク

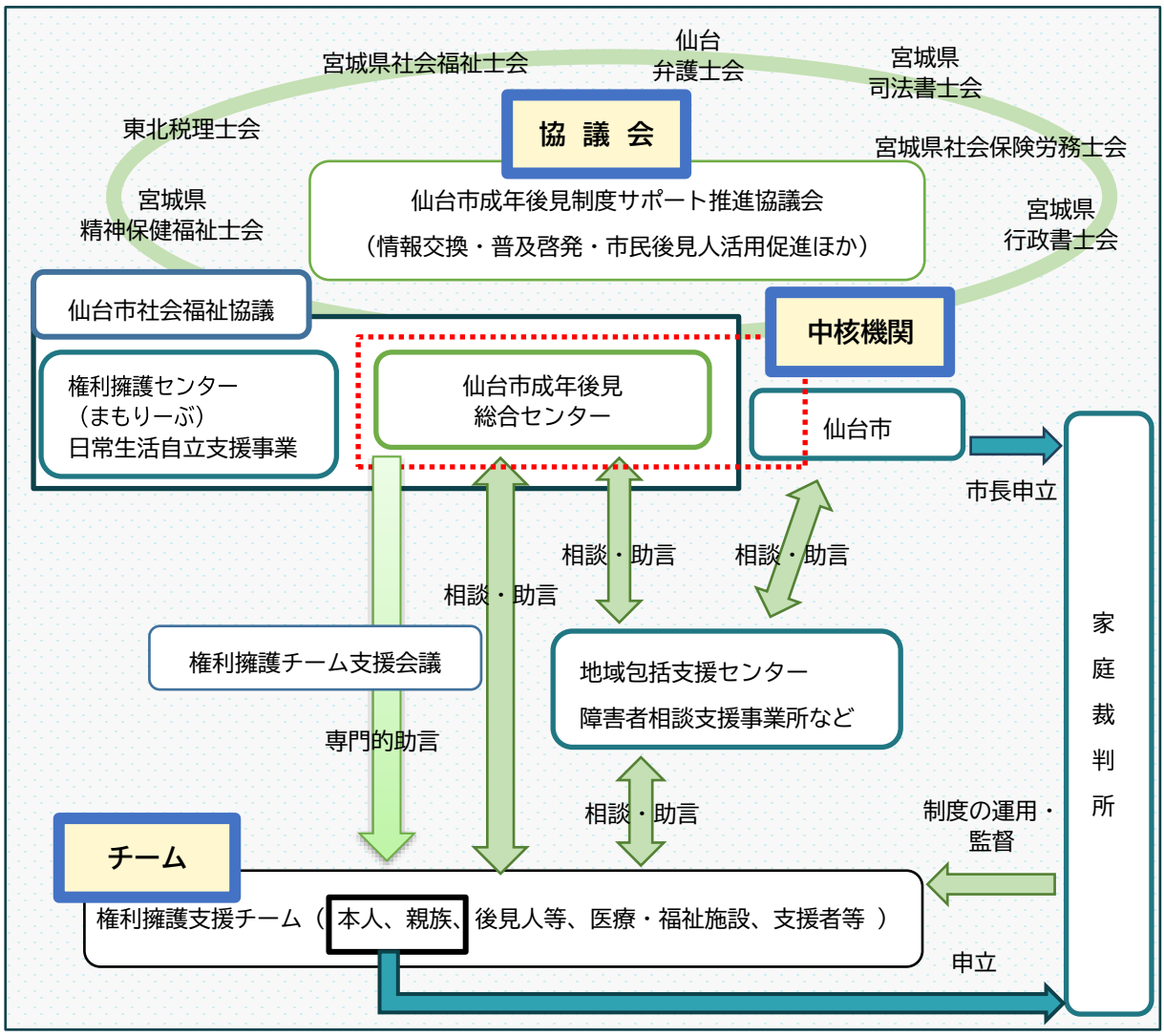
地域連携ネットワークは、権利擁護支援が必要な本人と本人に日常的にかかわる支援者による「権利擁護支援チーム（以下「チーム」という。）」と、支援の各段階で本人の状況にふさわしい支援方法について、専門職団体やチームに専門的助言等を行える仕組みである「協議会」、また、協議会の事務局として、地域の権利擁護支援や成年後見制度利用促進に向けた全体構想を描き、その実現に向けた進捗管理・コーディネートを担う地域権利擁護相談支援センター（以下、「中核機関」という。）からなります。

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、地域社会への参加という観点を含めることとされ、地域における多様な分野・主体が連携する「包括的」なネットワークにしていく取り組みを進めていくことが求められています。

チームへの専門的な助言は次の三つの場面で行うことが期待されます。

① 権利擁護の支援方法を決めるとき
② 権利擁護の方法として成年後見制度を利用するにあたり、本人にふさわしい制度利用（類型の選択や後見人候補者の推薦）
③ 後見人が付いて制度の利用が始まった後、状況の変化や課題が生じたとき

▽仙台市の地域連携ネットワーク



■仙台市の現在の体制、取り組み

仙台市成年後見サポート推進協議会（平成 17 年設置。以下「サポ協」という。）

成年後見制度と日常生活自立支援事業の円滑な活用を図ることを目的に、専門職団体と市社会福祉協議会、仙台市で構成しています。必要に応じて検討部会を設置し協議を行っており、仙台市成年後見総合センターの設置や市民後見人の養成・支援の取り組みにもつながっています。令和５年度からは仙台市及び仙台市成年後見総合センターを中核機関と位置づけ、サポ協を協議会として位置づけました。

仙台市成年後見総合センター

仙台市の成年後見制度に関する総合相談窓口で、市社会福祉協議会に設置しています。相談に対し、制度の説明や申立手続きへの助言、広報啓発、市民後見人の活動支援を行っています。また、サポ協の事務局や、令和５年度から「中核機関」の機能を担っていると共に、令和９年４月からは、社会福祉法第 106 条の 16 に定める地域権利擁護相談支援センターとして位置づけられます。

権利擁護チーム支援会議（令和４年設置）

権利擁護支援の各段階において法律や福祉の専門家がその知見を活かし、支援の課題を抱えるチームに対し、支援現場の実情を踏まえた専門的助言を行う場です。

市民後見人養成・支援

市民後見人は親族でも専門職でもない一般市民で、養成研修により成年後見制度に関する知識と技術を身に付け、専門機関の支援を受けながら活動する後見人のことをいいます。市社会福祉協議会が養成と活動支援に取り組み、平成 21 年度から養成研修を実施しており、これまで計 78 名を養成し、令和７年度末までに 30 名が後見人等となっています。

日常生活自立支援事業

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方のうち、本人による契約が可能な方を対象として、市社会福祉協議会の権利擁護センターにおいて、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援等を行っています。

また、社会福祉法の改正により、現在の日常生活自立支援事業を拡充・発展させて、頼れる身寄りのない高齢者等も対象とする新たな仕組みが創設される予定であり、福祉サービスの利用援助等に加え、入院入所等手続支援又は死後事務支援の実施が見込まれています。

各機関、団体等

地域包括支援センターや障害者相談支援事業所では権利擁護に関する業務を担い、各区役所でも高齢者や障害のある方の総合相談を行っています。また、各専門職団体で成年後見制度等の相談窓口を設けているほか、高齢者や障害のある方を金銭的被害や権利の侵害から守るさまざまな官民の取り組みを行っています。

（１）積極的な権利擁護支援に向けた地域連携ネットワークのさらなる活用

本市は令和５年度より中核機関及び協議会を設置し、また、権利擁護チーム支援会議等の専門職団体から助言を受ける場を整備してきました。

今後、成年後見制度の見直しにより柔軟な制度運用が開始されることも踏まえ、権利擁護の各段階に応じ、チームを支援する機能の一層の活用・拡充に向けて、中核機関及び協議会の体制強化を図っていくことが必要となります。さらに、制度改正による影響を市民や支援者が十分に理解できるよう、周知・広報していくことが必要です。

■主な取り組み

★支援者がチーム支援の仕組みを利用しやすいよう取り組みます。

★身近な支援機関や消費者行政とのさらなる連携の推進など、地域連携ネットワークの充実を図っていきます。

・成年後見制度の見直しを踏まえたチーム支援機能の一層の活用・拡充に向けて、中核機関及び協議会の体制強化を図ります。

・新制度を含め、市民、支援者に向けた継続的な周知・広報に取り組みます。

★は重点

（２）市民後見人が活躍できる環境づくり及び後見の担い手支援

法改正による制度の柔軟化に伴い、後見人の交代や支援内容の見直しの機会が増えることが想定されます。こうした中、専門職や親族後見人から市民後見人への交代が円滑に進むよう、家庭裁判所をはじめ、関係機関と連携を強化していく必要があります。

また、制度の改正により制度利用者の増加が見込まれるところであり、後見の担い手への技術的助言や意思決定支援に対する理解浸透の必要性が高まります。市民後見人のみならず、法人後見・親族後見人も含めた後見の担い手が安心してその役割を果たせるよう支援の充実が必要です。

■主な取り組み

・制度改正を踏まえた市民後見人の受任機会拡大に向け、家庭裁判所や専門職団体との協議を進めます。

・地域福祉活動などでの市民後見人の活躍の場を広げます。

・市民後見人をはじめ、親族後見人・法人後見を含めた様々な後見の担い手支援の充実に取り組みます。

市民後見人についてのコラムを掲載予定

（再犯防止推進）

3 犯罪や非行からの立ち直りを支援し、再犯による新たな被害を防ぐ

犯罪被害のない、安全に安心して暮らせる地域づくりは市民の共通した願いです。罪を犯した人や非行のある少年が再び犯罪や非行をすることのないよう、立ち直りを支えることは、新たな犯罪被害を防ぐことにつながります。また、それは誰一人取り残さない社会の実現に向けた大切な取り組みでもあります。

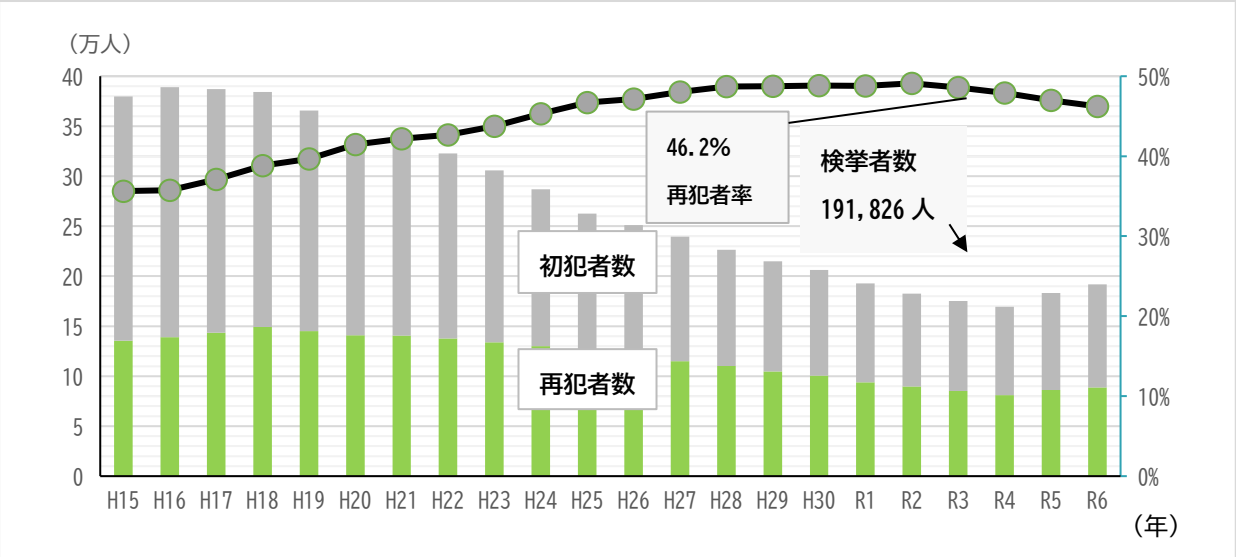
罪を犯した人（※）は社会的に孤立しやすく、例えば刑務所から社会に戻っても生活基盤を築くことや必要な支援を受けることが難しく、それが更生を妨げる要因の一つにもなっています。

このため、立ち直ろうとする人やその人を支える取り組みへの市民の理解が重要となります。こうした市民の理解のもと、保護観察所や刑務所など国の機関との役割分担を踏まえつつ、関係機関が連携を一層深め、必要な支援につながる環境づくりを進めていくことが必要です。

■現状

窃盗や傷害・暴行、恐喝などの刑法犯で、全国の警察に逮捕などされた人のうち、以前にも犯罪をしたことのある人（再犯者）の割合は、検挙者数全体の増加傾向に伴い令和３年以降減少傾向にあり、現在は４割程度となっています。一方、再犯者数自体はおおむね横ばいで推移しております。仙台市内においても同様の傾向となっています。

全国の刑法犯検挙者数中の再犯者数・再犯者率



【資料】令和７年度犯罪白書より作成

仙台市内警察署における再犯者及び再犯者率

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
検挙者数（人）	1,556	1,482	1,423	1,309	1,324	1,242	1,475
内）再犯者（人）	756	760	761	686	625	608	639
再犯者率	48.6%	51.3%	53.5%	52.4%	47.2%	49.0%	43.3%

（年）

【資料】警察庁犯罪統計書（各年）

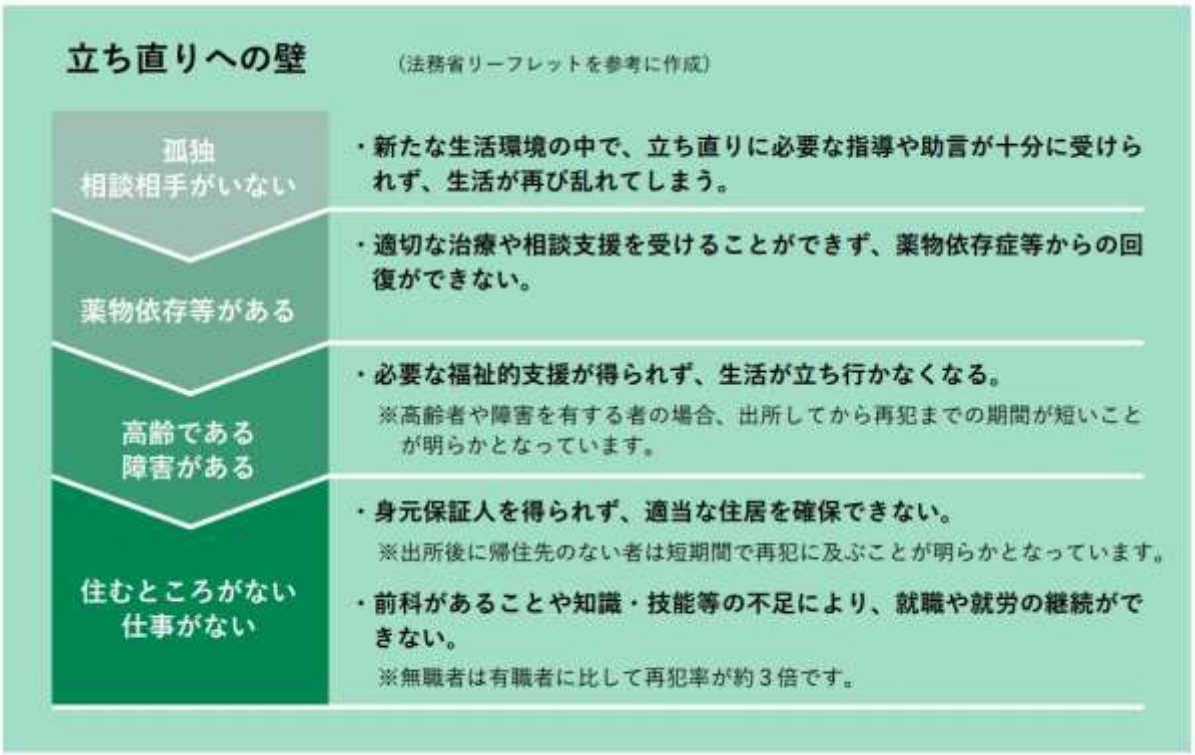
※ 本計画において「罪を犯した人」とは、法及び法成立時の附帯決議を踏まえ、有罪判決の言い渡しもしくは保護処分の審判を受けた人、または微罪処分や起訴猶予処分など犯罪の嫌疑がないという以外の理由で公訴の提起を受けなかった人を言います（資料編〇〇ページ参照）

犯罪を繰り返す人の中には、認知症や障害、依存症などがあっても必要な福祉サービスや医療につながっていない人がいます。また、「罪を犯した人」という偏見や差別により、住むところや働くところも見つからず、あるいは福祉施設への入所や利用も難しく、経済的、身体的、精神的に生活が立ち行かなくなり、再び犯罪につながってしまうということがあります。

法務総合研究所が平成 24 年に出所を控えた受刑者に対して行った調査では、「もう二度と犯罪はしない」と決意している人が８割以上にのぼります。つまり、刑務所を出所後、適切な支援につながっていれば、防げた犯罪、防げた被害があるといえます。

「生きづらさ」や「生活のしづらさ」を抱えているのは罪を犯した人に限ったことではありませんが、犯罪や非行をしたことで社会生活を一定期間離れていることや、根強い偏見などにより、必要な支援に「つながりにくい」状態であることへの留意が必要です。

また、国においては令和７年６月に懲役と禁錮を一本化した「拘禁刑」を創設し、受刑者一人ひとりの特性や課題に応じた指導・支援を行うなど、改善更生と円滑な社会復帰をより重視した取り組みを進めています。



拘禁刑についてのコラムを掲載予定

（１）立ち直り支援への理解促進と関係機関の連携強化

犯した罪を反省し、立ち直ろうとしている人を受け入れる社会をつくるためには、その人たちの置かれた状況や、その人の持つ特性、自分の意思だけでは回復が難しい病気としての薬物やアルコール依存症などへの正しい理解を広げることが大切です。

また、立ち直りを支えるさまざまな活動を広く市民に知ってもらい、活動への理解を広め、新たな協力者が増えていく環境をつくることも必要です。

さらに、立ち直りの支援は、刑務所や少年院などを出て社会に戻る前後から、地域での生活が軌道に乗るまで、本人が孤立することのないよう息長く続けていくことが必要となります。支援者が一人で困難な課題を抱え込んでしまうことのないよう、関係機関・団体が相互に関わり続けることが重要です。

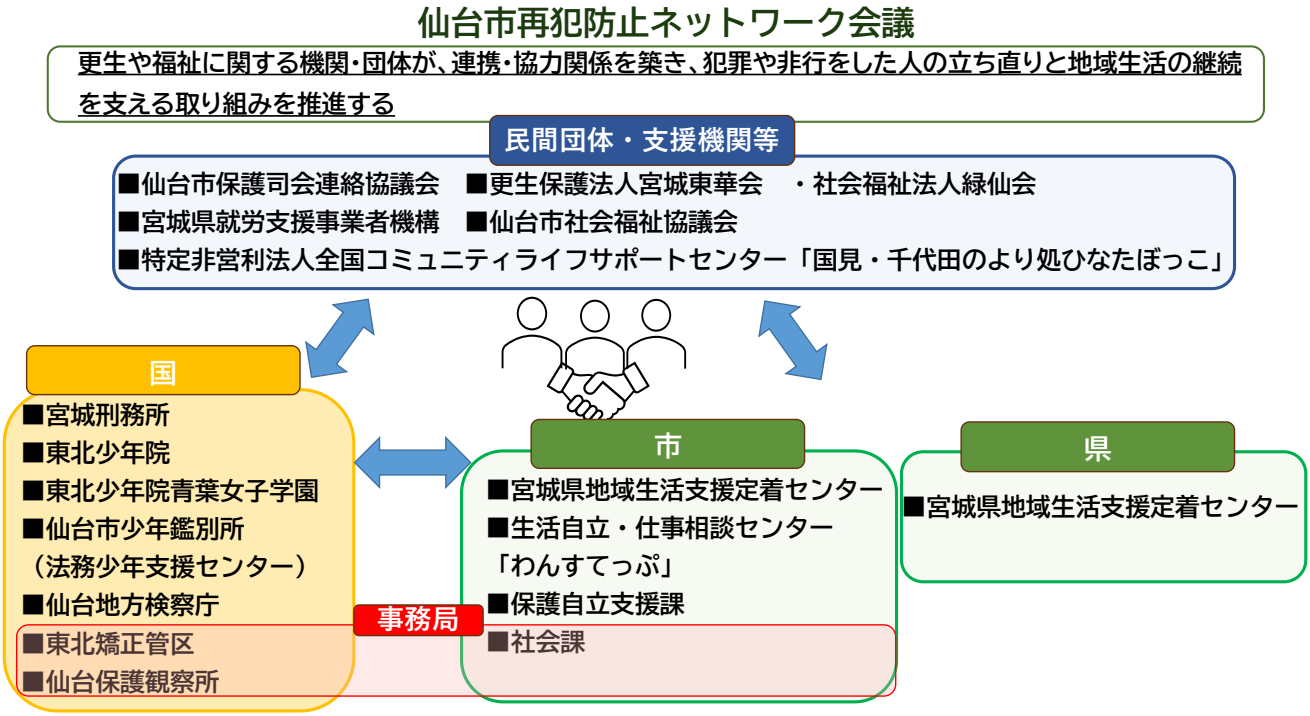
そのため、令和３年度に設置した「仙台市再犯防止推進ネットワーク会議」を中心に関係機関の連携を強化しながら、犯罪や非行をした人の立ち直りと地域生活の継続を支える取り組みを推進していく必要があります。

■主な取り組み

★仙台市再犯防止推進ネットワーク会議を活用し、支援の現場での円滑で継続した連携、協力関係づくりを引き続き進めます。

・社会を明るくする運動の推進やさまざまな媒体による広報等により、更生支援への啓発や、保護司等の更生保護を支えるボランティア等の活動の周知を進めます。

★は重点



＜国等による主な取り組み＞

・刑務所、少年院及び保護観察所では犯した罪や非行に対する責任の自覚の促しや、薬物依存や性犯罪など特性に合わせたプログラムの実施、出所後の就労に向けた職業訓練や就労支援をしています。

・少年鑑別所（法務少年支援センター）では、在所者への健全育成に向けた支援や刑務所受刑者等への心理的アセスメントのほか、一般の方からの犯罪防止等に係る相談に対し助言しています。

・釈放に際し福祉的支援が必要な人は、地域生活定着支援センターが施設への入所などを調整し、日常生活を支援しています。

・釈放後に住む場所がないなどの場合は、保護観察所が更生保護施設などへの入所の調整等を行います。

・就労支援事業所では就職活動支援、職場定着支援及び協力雇用主の開拓等を行っています。

・検察庁では、不起訴や執行猶予処分となり刑務所に入らず釈放される人について、必要に応じて福祉的な支援や保護観察所につなぐ調整をしています。

・コレワークでは、刑務所や少年院を出た人の雇用を希望する事業主に対し、採用等に関する各種サポートを行っています。

これら罪を犯した人への支援と、高齢や障害、こども・子育て、生活困窮等の福祉施策を組み合わせ、また、切れ目なく行っていくための連携充実を図っていきます。

（２）居住・就労支援の推進

立ち直ろうとする意欲を持って再び社会に戻っても、身元保証人を得られず住居が確保できなかったり、罪を犯した人に対する根強い偏見などにより就職や就労の継続ができず、生活の基盤の確保や人間関係づくりが困難な場合があります。適当な帰住先が確保されていない者や無職の者は、孤立感を抱え、適切な社会とのかかわりがなくなっているところで、犯罪や非行を誘発しやすい環境に取り込まれていってしまうこともあります。

罪を犯した人たちも安心して住居を確保でき、適切な就労先とマッチングを進められるよう取り組みを進めていくことが必要です。

■主な取り組み

・居住支援協議会を活用し、セーフティネット住宅登録制度等の周知を進めます。

・協力雇用主のさらなる拡大ため制度等の周知を進めます。

・経済的に困窮した方等への就労機会の提供や就労支援を行います。【基本的方向 1(4)ほか】

・仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」において一体的に実施してきた伴走型支援を引き続き推進します。【生活困窮者自立支援(1)ほか】

協力雇用主についてのコラムを掲載予定

（３）地域での立ち直りを支える取り組みの推進

罪を犯した人への支援は、本人の同意のもと、釈放後一定の期間内において、国の責任、国の制度により実施されます。しかし、その後の長い社会生活は、一市民として地域の中で暮らしていくことになります。犯罪に至る背景にある生活困窮、孤独・孤立、依存症、障害等の様々な課題にも目を向け、本人やその家族も含めて誰もが必要な支援につながりながら地域で安心して暮らせる環境づくりを推進していくことが必要です。

地域での立ち直りを支えていくためには、保護司をはじめとする地域の支援者の果たす役割が重要であり、令和７年には、保護司の担い手確保や活動環境の改善、安全確保に向けて保護司法等の改正が行われました。今後も、国・地方公共団体・関係機関が連携しながら、地域における支援活動の促進と立ち直りを支える環境づくりを進めていくことが求められています。

■主な取り組み

・多様な居場所づくりを推進します。
・関係機関等との連携や情報共有、地域での気づき等により、高齢や障害、生活困窮等で支援を必要とする罪を犯した人への支援を実施します。
・依存症等についての理解を広げます。
・薬物依存症等を抱える本人や家族からの相談対応やミーティングに取り組みます。
・学校等との連携により学びを支援します
・地域で活動している保護司や民間ボランティア等への支援を実施します。

保護司についてのコラムを掲載予定

（４）被害者支援、地域の安全安心の推進

犯罪により、心や体が傷つき、描いていた夢や希望を奪われ、また、大切な人を失い苦しんでいる人がいます。国の計画では、「（再犯防止施策は）犯罪被害者等が存在することを十分認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解」することの重要性が指摘されています。

本市では、犯罪被害者等が被害を回復し、再び安全で安心した生活を営むことができるよう、「仙台市犯罪被害者等支援条例」を基本とした犯罪被害者等への支援や地域の安全安心の取り組みを推進しています。

■主な取り組み

・犯罪被害者等総合相談窓口による各種支援施策の情報提供を行うなど、被害者やその家族を適切な支援につなぎます。

・配偶者暴力相談支援センター事業等により DV 被害者への支援充実を図ります。性暴力等への相談対応、性暴力防止のための啓発を実施します。

犯罪被害者等が抱える様々な問題　（警察庁HP「犯罪被害者等施策」を参考に作成）

犯罪の被害にあうと、直接的な被害だけでなくその後も様々な困難に直面します。

被害にあった精神的トラウマによる心身の不調を起こすことがあります。

捜査や裁判などの刑事手続の負担、仕事や学校に行けない、収入の減少や家計の不安など、生活が不安定になることがあります。

家族間で被害の受け止めや対処の違いなどから、すれ違いが起きたりストレスが高じて関係が悪くなることもあります。

社会的偏見や周りの人の無理解や配慮を欠いた言動、インターネット上での誹謗中傷、報道機関による過剰な取材などは、被害者にとって精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の妨げにつながります。

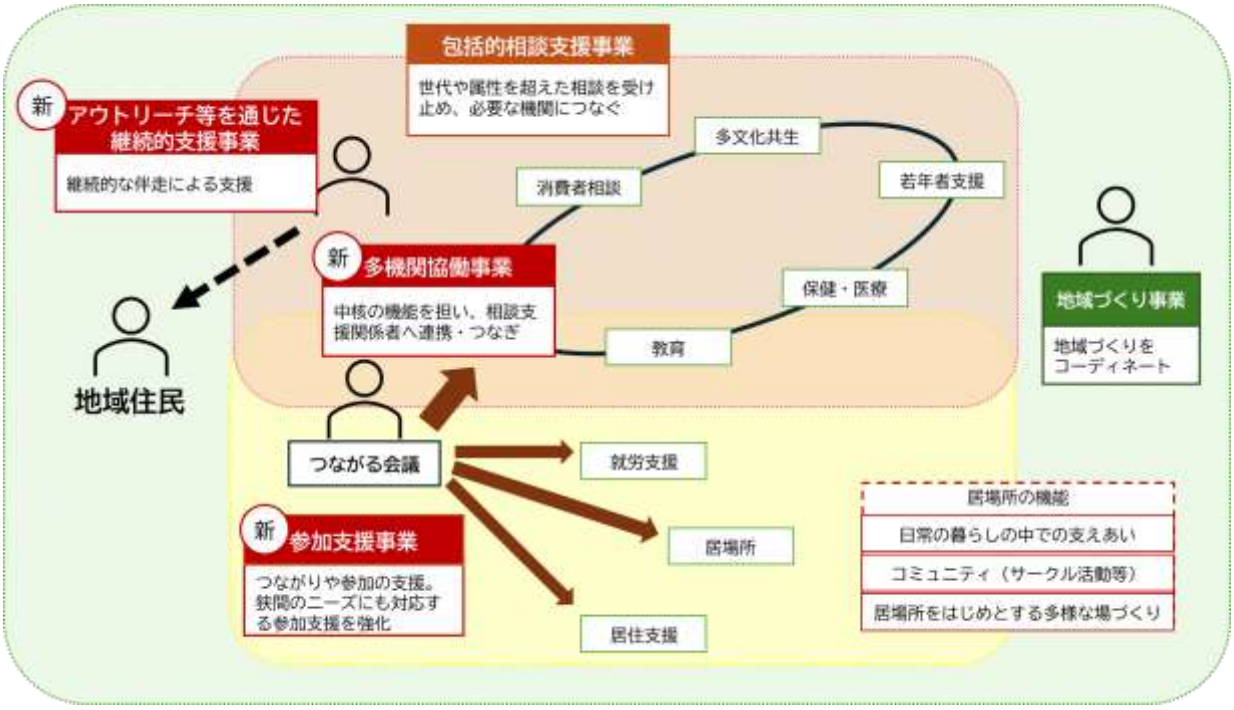
重層的支援体制整備事業

事業の概要

地域共生社会の実現に向け、令和３年４月に施行された改正社会福祉法において、市町村の任意事業として重層的支援体制整備事業が創設されました。

本事業は、地域住民が抱える複雑化・複合化した課題や支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、既存の「包括的相談支援事業」、「地域づくり事業」に加え、「多機関協働事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」及び「参加支援事業」を新たな事業として位置付け、一体的に実施するものです。

重層的支援体制整備事業の全体像



【資料】厚生労働省資料をもとに作成

社会福祉法第 106 条の４第２項に基づく取り組みの一覧

		機能	対象事業等
第１号	イ	相談支援	【介　護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障　害】障害者相談支援事業
	ハ		【こども】利用者支援事業
	ニ		【困　窮】自立相談支援事業
第２号		参加支援【新設】	p.●を参照
第３号	イ	地域づくりに向けた支援	【介　護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介　護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障　害】地域活動支援センター機能強化事業
	ニ		【こども】地域子育て支援拠点事業
			【困　窮】地域づくり事業
第４号		アウトリーチ等を通じた継続的支援【新設】	p.●を参照
第５号		多機関協働【新設】	
第６号		支援プランの作成※多機関協働と一体的に実施	

重層的支援体制整備事業実施計画

社会福祉法第 106 条の５において、重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、その提供体制に関する事項を定める重層的支援体制整備事業実施計画の策定に努めるものとされています。

本市では、第３章及び第４章に掲げる施策を計画的かつ効果的に推進するため、本計画を地域福祉計画と一体的に策定し、包括的な支援体制のさらなる充実を図ります。

本市の実施体制

1　包括的相談支援事業【第４章　基本的方向３（２）、（３）ほか】

介護、障害、子育て、生活困窮分野の各相談支援機関が、相談する方の属性を問わず包括的に相談を受け止め、課題を整理し、単独では解決が難しい事例にも、適切な相談支援事業所や各支援機関と連携を図りながら支援を行うことなどにより、包括的な支援体制を整備することを目的とした事業です。

本市においては、対象分野ごとに設置された以下の相談支援機関が、複合化・複雑化した支援ニーズを抱えた方の相談の受け止めや、他の支援機関へのつなぎなど、地域の様々なニーズに対応しています。

〇対象事業

相談支援機関	運営形態	設置数	対象分野	対象圏域
地域包括支援センター	委託	55 か所	介護	日常生活圏域
障害者基幹相談支援センター	委託	１か所	障害	市全域
子育てふれあいプラザ　等	委託	５か所	こども	市全域
こども家庭センター	直営	６か所	こども	区域
生活自立・仕事相談センター	委託	１か所	生活困窮	市全域

〇目標・指標

目標：令和７年度末の相談実績を上回る

指標：令和７年度末時点　〇件

2　地域づくり事業【第４章　基本的方向１（２）、基本的方向２ほか】

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備すること、個別の活動や人をコーディネートすることなどを通じて、地域活動が生まれやすい環境整備を行う事業です。

本市においては、対象分野ごとに設置された以下の実施機関が、地域づくりに向けた支援の取り組みを一体的に実施しています。

○対象事業

実施機関	運営形態	設置数	対象分野	実施内容
地域包括支援センター	委託	55 か所	介護	介護予防教室、 健康づくり講座　等
第１層生活支援コーディネーター	委託	６か所	介護	地域包括支援センターとの連携、 NPO やボランティア団体の ネットワーク形成　等
第２層生活支援コーディネーター	委託	55 か所	介護	NPO やボランティア団体の ネットワーク形成　等
地域活動推進センター	補助	１か所	障害	当事者活動の情報提供、 地域交流スペースの開設　等
地域活動支援センター	補助	３か所	障害	日中活動の場の提供
子育てふれあいプラザ　等	委託	５か所	こども	乳幼児親子の交流の場の提供、 イベントの実施　等
保育所	直営	10 か所	こども	子育てサークルの支援・育成、 園庭の地域への開放　等
認定こども園	委託	17 か所	こども	地域の保育資源の情報提供、 子育てサークルの支援　等
児童館、児童センター	委託	41 か所	こども	幼児クラブの開設、 子育てサークルの育成　等
仙台市ボランティアセンター	補助	６か所	生活困窮	小地域福祉ネットワーク活動研修会、 ボランティア養成講座、 ボランティアセンター広報・PR 等

○目標・指標

目標：令和７年度末の拠点数・参加機関数を維持

指標：拠点数　　令和７年度末時点　〇か所

参加機関数　令和７年度末時点　〇か所

3　重層的支援体制整備事業として新設された事業【第４章　基本的方向１（２）、基本的方向３（２）、（３）ほか】

（１）参加支援事業

既存制度や地域の既存の社会資源等では直ちに対応することが難しい社会参加に係る支援ニーズについて、支援対象者本人やその世帯の状況等を丁寧に把握し、地域の社会資源とのマッチングを行い、多様な社会参加の実現を目指す事業です。

また、実施機関が社会資源に働きかけたり、社会資源を新たに組み合わせたりしながら、既存の社会資源の活用方法の拡充等を図り、多様な支援メニューを提示できるように、地域の関係機関との連携を図ります。

〇実施体制

実施機関	運営形態
市社会福祉協議会※	委託
国見・千代田のより処　ひなたぼっこ	委託

※仙台市社会福祉協議会は令和８年度より委託

＜主な社会資源＞

地域サロン、民生委員、こども食堂、シェルター、ボランティア団体　等

＜主な連携先＞

地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、自立相談支援機関、生活自立・仕事相談センター、NPO　等

〇目標・指標

目標：令和７年度末より参加支援事業のプラン作成数の増加

指標：プラン作成数　令和７年度末時点　０件

（２）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握する事業です。

また、潜在的なニーズを抱える人に関する情報を得たのち、支援対象者本人との信頼関係に基づくつながりを形成するために、時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくることを目指しています。

本市においては、地域のサロンや研修会などに CSW が出向き、民生委員など地域で活動する人が把握した課題を受け止め、相談支援や支援調整を行っています。

〇実施体制

実施機関	運営形態
市社会福祉協議会	委託

（3）多機関協働事業

既存制度等では対応できない支援ニーズや、単独の支援関係機関では対応が難しい支援ニーズがある事例等の調整役を担い、役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取り組みを通じて、各分野の支援関係機関等の間で対応できる範囲を拡大し、支援者の対応力向上や、連携体制の構築等を行うことを目的とする、いわば支援者を支援する役割を担う事業です。

本市では、保健福祉センターを中心としながら、CSW と連携して多機関協働事業を実施しています。

〇実施体制

実施機関	運営形態	内容
市社会福祉協議会	委託	仙台市が開催する重層的支援会議のプラン案の作成及び開催補助

〇多機関協働事業の流れ

①相談受付

多機関協働事業者が支援関係機関等から既存制度等では対応できない支援ニーズ、単独の支援関係機関では対応が難しい支援ニーズを有する事例の相談を受け付ける。

※支援対象者本人から利用申込（本人同意）を得る。

②アセスメント

多機関協働事業者が支援方針等の検討を行うために、必要となる本人やその世帯の状態を支援機関係機関から把握し、インテーク・アセスメントシートにまとめる。

③プランの作成

必要な支援を提供するため、支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理したプランを作成する。作成したプランは p.●で示す重層的支援会議において、支援関係機関と議論を行う。

④ 支援の実施

支援関係機関等の役割分担や支援の目的・方向性を定め、支援関係者がチーム一体となりプランに基づく取り組みが円滑に進むよう必要な支援を行う。また、随時、進捗を把握し、必要に応じ支援関係機関の役割分担や支援の方向性を整理・変更するとともに、再プランについても適切に検討及び実施する。

⑤ 終結

本人やその世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、プランによって、支援関係機関の役割分担について合意形成を図ることができた時点で、主たる支援者としての多機関協働事業の関わりは終了する。再度課題の解きほぐしや役割分担の整理が必要な場合は、多機関協働事業による支援を再開する。

○重層的支援会議

国の多機関協働事業等実施要領に基づき、

・既存制度等では対応できない支援ニーズや、単独の支援機関では対応が難しい支援ニーズについて、いずれの支援関係機関でも対応できていなかった事例について、当該事例に関係する支援機関の役割分担や、支援の方向性の整理を行うことに加え、

・人口減少社会にあっても包括的な支援体制を維持できるよう、支援関係機関間の連携を進め、多機関協働事業を介さずとも、支援関係機関間で対応できる支援の幅を拡げたり、

・既存制度等では対応できない支援ニーズにも対応できるよう、これに対応する社会資源の開発等を検討したりする

ことを目的として実施しています。

【ケース支援検討会議と重層的支援会議の違い】

本市では、社会福祉法等に基づくケース支援検討会議とともに、重層的支援会議をつながる会議として位置付け、事例に応じてそれぞれの会議を実施しています。

重層的支援会議として取り扱うことが適当と認められる事例のうち、本人の同意が得られたものは重層的支援会議、同意が得られない場合はケース支援検討会議として実施します。※ケース支援検討会議として開催する場合、プランの作成を行う必要はありません。

ケース支援検討会議と重層的支援会議の流れと違い

